

### 第3章 必要な外来医療機能及び対応方針

#### 第1節 地域の外来医療の状況

##### 1 地域の外来医療の状況

	医療施設数（箇所数）	従事医師数（人）
一般診療所	254	262
病 院	41	1,080

##### 2 外来診療施設数及び患者数

	外来施設数 （月平均数）	通院外来施設数 （月平均数）	外来患者延数 （回／月）	通院外来患者延数 （回／月）
一般診療所	338	210	263,509	259,204
病 院	75	42	145,140	143,936

##### 3 時間外外来施設数及び患者数

	時間外等外来施設数 （月平均数）	時間外等外来患者延数 （回／月）
一般診療所	178	5,065
病 院	40	2,705

##### 4 往診実施施設数及び在宅患者数

	往診実施施設数 （月平均数）	往診患者延数 （回／月）	在宅患者訪問診療 実施施設数 （月平均数）	在宅患者訪問診療 患者延数 （回／月）
一般診療所	81	521	47	3,785
病 院	12	54	21	1,150

##### 5 医療機器の配置・保有・活用状況

		C T	M R I	P E T	マンモ グラフィ	放射線治療 （体外照射）
医療機器台数	診療所	30	10	0	3	0
	病 院	42	25	2	7	5
調整人口当たり台数		16.6	8.2	0.46	2.4	1.14
人口 10 万人対台数		18.8	9.1	0.52	2.6	1.30
年間稼働率 （件数/1 台）	診療所	736	599	0	314	0
	病 院	1,888	1,758	1,150	664	2,245

\* 1 人口：住民基本台帳（2020年）2021年1月1日現在の人口（外国人含む）

\* 2 医療施設数：医療施設調査（2020年）10月1日現在の病院数及び一班診療所数

\* 3 医療施設従事医師数：医師・歯科医師・薬剤師統計（2020年）12月31日現在の医療施設従事医師数

\* 4 外来患者延数、外来施設数、通院外来患者延数、通院外来施設数、時間外等外来患者延数、時間外外来施設数、往診患者延数、往診実施施設数、在宅患者訪問診療患者延数、在宅患者訪問診療実施施設数

：NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)の平成31年4月から令和2年3月までの診療分データに基づき抽出・集計したもの

\* 5 医療機器の台数：医療施設調査（2020年）

\* 6 調整人口当たりの台数：地域の医療機器の台数/地域の人口（10万人）×地域の標準化検査率比

## 第2節 地域で不足する医療機能の現状・課題

### 1 医療機関の機能（診療科）や救急医療体制等

#### （1）現状

- 外来医療機能は、旭川市に集中しており、圏域内で不足はないものの、一部、精神科外来等新規の患者が受診しにくい状況にあります。  
また、診療科、救急医療体制等に一部重複が見られています。  
初期救急医療は、在宅当番医制及び夜間急病センターにより体制を確保しており、二次救急医療は、救急告示医療機関（病院群輪番制参加医療機関を含む。）により 24 時間 365 日体制で医療を提供しています。

#### （2）課題

- 高齢化の進行や人口構造の変化に伴う疾病構造等ニーズに合った役割分担の検討が必要です。

### 2 限られた医療資源を有効に活用するための医療機関の再編・ネットワーク化

#### （1）現状

- 旭川市内に医療機関が集中し、市外や他圏域からの患者の流入も多いことから一般診療所一人当たり医師の外来患者数（1,037 人／月）が全道平均（928 人／月）を上回っています。医師をはじめとした医療従事者についても、旭川市内の医療機関では充実している一方で、周辺9町においては、確保が難しくなっています。

#### （2）課題

- 今後は、圏域においても、マンパワーの不足などの理由により医療提供体制の維持が困難になることも考えられるため、「たいせつ安心 i 医療ネット」等の ICT 活用によるネットワーク化をさらに推進していく必要があります。

### 3 高齢化の進行に伴い、住み慣れた地域や自宅での生活を支えるための在宅医療等

#### （1）現状

- 在宅患者訪問診療を行っている医療機関が全体の約 23%にとどまっており、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所の大部分が、旭川市内に集中しています。在宅医療を行なっている各医療機関においても、人員や体制のほか業務多忙による時間的な制約などがあります。

#### （2）課題

- 今後の在宅医療の需要の増加に対応するため、圏域内の在宅医療等の確保に加え、医療機関相互の連携や人材育成等進めることが必要です。

## 第3節 地域で不足する医療機能に対する今後の取組の方向性等（地域の方針）

- 個々の医療機関が自らの機能等を検証するとともに、それぞれの役割について、医師会等関係団体の関係者と協議・検討し、地域の医療ニーズに対応した医療提供体制の確保を図ります。
- 住み慣れた地域や自宅での生活を支えるため、在宅療養支援診療所や在宅医療を行う医療機関の確保や訪問看護ステーション等との連携による在宅医療等の推進を図ります。
- 「たいせつ安心 i 医療ネット」の活用促進を図るとともに、旭川市と周辺9町による上川中部圏域をカバーする医療と介護のネットワークを推進します。

## 第4節 医療機器の共同利用

- 人口減少が進む中、圏域内において効率的な医療提供体制を構築するため、医療機器についても、圏域内での配置状況、利用状況も勘案の上、可能な限り共同利用を進めることとします。
- 高額医療機器の購入に当たっては、地域医療構想調整会議において情報共有を図るとともに機器の共同利用の可能性を検討し、圏域内での効率的な医療機器の整備・活用に努めます。

## 第5節 紹介受診重点医療機関の名称

- 一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間の増加や勤務医の外来負担等の課題が生じていることから、受診円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来（紹介受診重点外来）の機能に着目し、道において当該外来医療を提供する基幹的な役割を担う意向を有する病院又は診療所を「紹介受診重点医療機関」として公表しています。
- 各圏域の「紹介受診重点医療機関」の公表にあたっては、各圏域に設置している地域医療構想調整会議で協議を行っています。
- 患者や住民がこうした外来機能の情報を得て、適切な医療機関への受診につながるよう、情報の提供を進めます。

### 【紹介受診重点医療機関】

医療機関名称	公表年月日
旭川赤十字病院	令和5年8月1日
J A北海道厚生連旭川厚生病院	令和5年8月1日
市立旭川病院	令和5年8月1日
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター	令和5年8月1日
旭川医科大学病院	令和5年8月1日

## 第4章 地域保健医療対策の推進

### 第1節 難病対策

#### 1 現状

##### (1) 難病の範囲

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの」を難病としています。
- 難病のうち、患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達せず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立しているものを「指定難病」とし医療費助成の対象としており、令和6年4月現在で341疾病が指定されています。
- また、児童等の自立促進を図るための事業の実施、調査及び研究の推進等のため、平成27年1月の「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により「小児慢性特定疾病医療支援」が実施され、令和6年4月現在で788疾病が医療費助成の対象となっています。

##### (2) 難病患者の状況

##### (指定難病・特定疾患の医療)

- 指定難病の認定基準を満たしている患者に対し受給者証を交付し公費負担を行っています。
- また、国が定める疾病に、道独自の疾病を追加し「特定疾患治療研究事業」を実施し、公費負担を行っています。（令和6年4月現在、国が定める5疾病、道が定める4疾病。）
- 当圏域の受給者数は、令和3年度末現在、指定難病は4,221人、特定疾患は国が定める疾病で2人、道が定める疾病で143人となっています。
- 疾患群別では、パーキンソン病、脊髄小脳変性症などの神経・筋疾患群の割合が多くなっています。

##### 【指定難病・特定疾患受給者数（各年度末現在）】

区 分	令和2年度			令和3年度		
	上 川 中 部 圏 域			上 川 中 部 圏 域		
		上川保健所	旭 川 市		上川保健所	旭 川 市
指定難病	4,351	605	3,746	4,221	590	3,631
特定疾患	国疾患	2	0	2	0	2
	道疾患	129	11	118	143	12
合 計	4,482	616	3,866	4,366	602	3,764

\* 北海道保健福祉部「地域保健情報年報」

【疾患群別受給者数（指定難病）（各年度末現在）】

区 分	令和2年度			令和3年度		
	上 川 中 部 圏 域			上 川 中 部 圏 域		
		上川保健所	旭 川 市		上川保健所	旭 川 市
神経・筋疾患	1,221	169	1,052	1,135	157	978
代謝疾患	28	5	23	31	6	25
皮膚・結合組織疾患	67	6	61	75	7	68
免疫疾患	985	145	840	958	137	821
循環器疾患	196	29	167	195	28	167
血液疾患	176	23	153	162	24	138
腎・泌尿器疾患	118	17	101	142	19	123
骨・関節疾患	244	39	205	210	38	172
内分泌疾患	137	28	109	145	33	112
呼吸器疾患	190	28	162	192	26	166
視覚疾患	67	8	59	62	8	54
聴覚・平衡機能疾患	27	1	26	45	4	41
消化器疾患	891	107	784	863	102	761
染色体・遺伝子異常	4	0	4	6	1	5
合 計	4,351	605	3,746	4,221	590	3,631

\* 北海道保健福祉部「地域保健情報年報」

（小児慢性特定疾病患者の医療）

- 小児慢性特定疾病医療支援を受け、医療費助成の認定基準を満たす18歳未満の患者に対し受給者証を交付し公費負担を行っています。
- 当圏域の受給者数は、令和3年度現在で、352人となっています。
- 疾患群別では、甲状腺機能亢進症などの内分泌疾患群の割合が多くなっています。

【小児慢性特定疾病受給者数（各年度末現在）】

区 分	令和2年度			令和3年度		
	上 川 中 部 圏 域			上 川 中 部 圏 域		
		上川保健所	旭 川 市		上川保健所	旭 川 市
悪性新生物	39	3	36	38	3	35
慢性腎疾患	32	5	27	28	4	24
慢性呼吸器疾患	14	1	13	12	0	12
慢性心疾患	48	12	36	52	11	41
内分泌疾患	56	6	50	64	1	63
膠原病	11	1	10	12	1	11
糖尿病	16	3	13	19	1	18
先天性代謝異常	5	1	4	9	0	9
血液疾患	9	0	9	11	1	10
免疫疾患	2	0	2	2	0	2
神経・筋疾患	45	4	41	45	4	41
慢性消化器疾患	24	2	22	31	1	30
染色体・遺伝子に変化を伴う症候群	20	1	19	19	1	18
皮膚疾患	2	0	2	2	0	2
骨系統疾患	5	1	4	6	1	5
脈管系疾患	2	0	2	2	0	2
合 計	330	40	290	352	29	323

\* 上川保健所分：北海道「小児慢性業務支援システム」、旭川市分：厚生労働省「衛生行政報告例」

(3) 難病医療の現状

- 難病法による医療費助成制度においては、知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、助成を受けることができます。

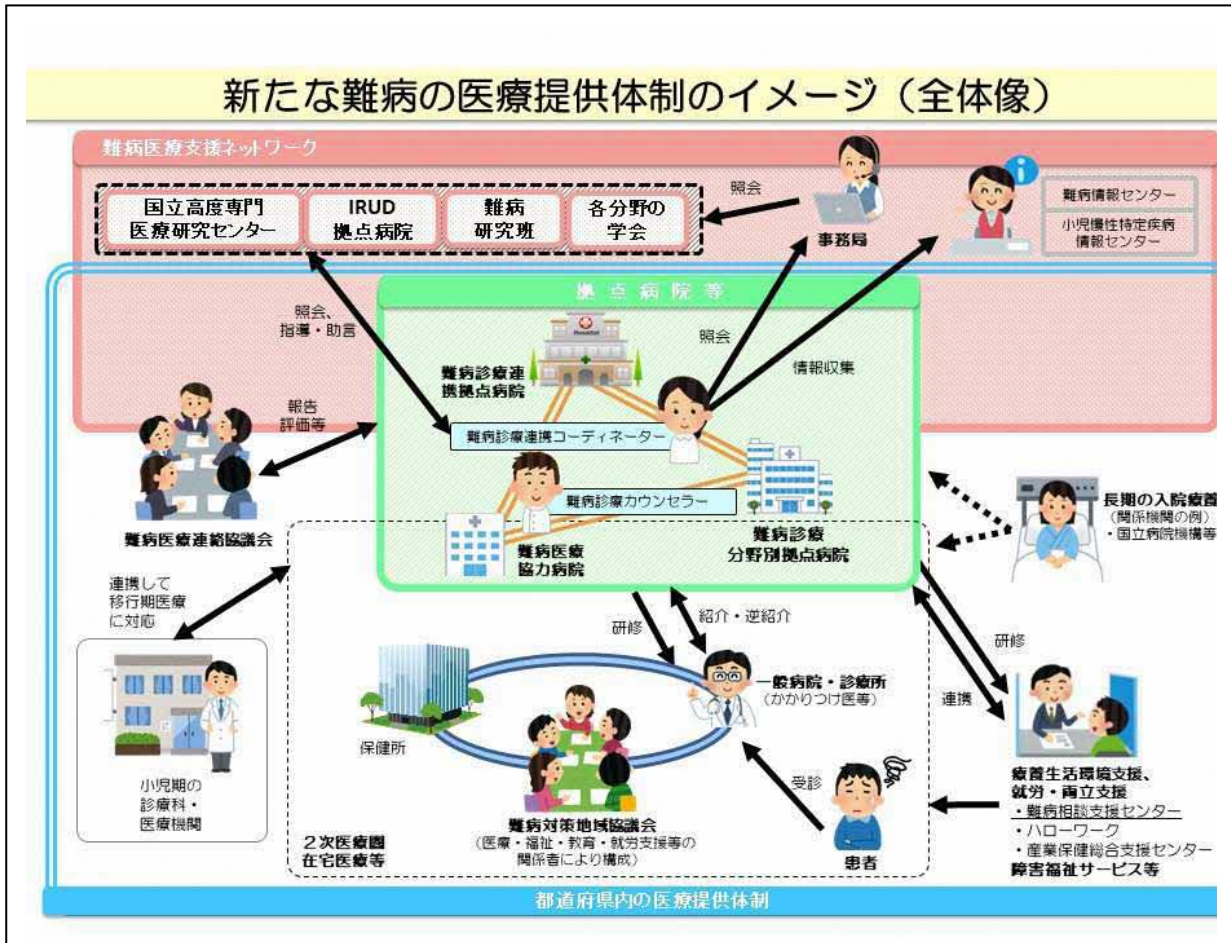
【上川中部圏域の指定医療機関数（令和6年4月現在）】

	医療機関	歯科	薬局	訪問看護
合計	147	8	187	49

- 道では、難病の患者・家族の方が地域で安心して暮らすことができるよう、難病について早期に診断ができ、診断後は身近な医療機関で治療・療養を継続できるよう、難病診療連携拠点病院等を指定し、拠点病院を中心とした難病診療ネットワークを構築することにより、新たな難病医療提供体制の整備を進めています。

令和6年4月現在

難病診療連携拠点病院	国立病院機構 北海道医療センター
難病医療協力病院	国立病院機構 旭川医療センター
神経筋疾患分野ネットワーク 連携医療機関	国立病院機構 旭川医療センター 脳神経内科
	旭川医科大学病院脳神経内科
	旭川赤十字病院脳神経内科
	森山メモリアル病院 旭川神経内科クリニック



**(難病患者連絡会議の開催)**

- 当圏域では、在宅療養生活支援の充実化及び支援体制の整備を目的に、専門医療機関と地域の支援関係者による難病患者連絡会議を年4回開催しています。
- 当会議では難病患者に関する医療状況や治療方針の共有、支援方針の検討を実施し、医療と地域の連携強化を図っています。
- 当会議は現在、旭川リハビリテーション病院、旭川赤十字病院、旭川医療センターの3医療機関と定例開催しています。

**【検討事例数（上川中部圏域のみ）】**

区 分	令和4年	令和5年
旭川リハビリテーション病院	0	0
旭川赤十字病院	0	1
旭川医療センター（年2回）	3	7
合 計	3	8

**2 課 題**

- 当圏域は福祉資源を有効に活用し、難病患者の在宅療養生活を支えるため、関係機関の連携により支援体制を整備していくことが必要です。
- 当圏域は人口規模の小さな自治体も多いことから、難病患者への支援経験が少ない関係機関も多いため、関係機関の支援技術の向上を図ることが必要です。
- 当圏域は難病患者が必要なサービスの利用につながない現状があることから、難病患者が利用できるサービス等を患者・家族へ周知することが必要です。
- 当圏域では比較的若年の難病患者が多く、就労を希望しながらも望む就労を実現できていない現状があることから、難病患者に対する就労支援を強化することが必要です。

**3 施策の方向性****(治療研究事業の推進)**

- 指定難病や特定疾患、小児慢性特定疾病の医療費助成制度が円滑に利用されるよう周知を図ります。

**(在宅療養への支援)**

- 様々な不安や悩みを抱える難病患者及び家族に、きめ細やかな対応を支援するため、「北海道上川保健所管内難病相談ガイドブック」（上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議難病対策専門部会（上川中部圏域難病対策地域協議会）作成）の活用を推進します。
- 専門医療機関の受診が困難な患者に対し、訪問検診や相談事業等を周知し在宅療養生活を支援します。

**(地域連携による難病患者等への支援)**

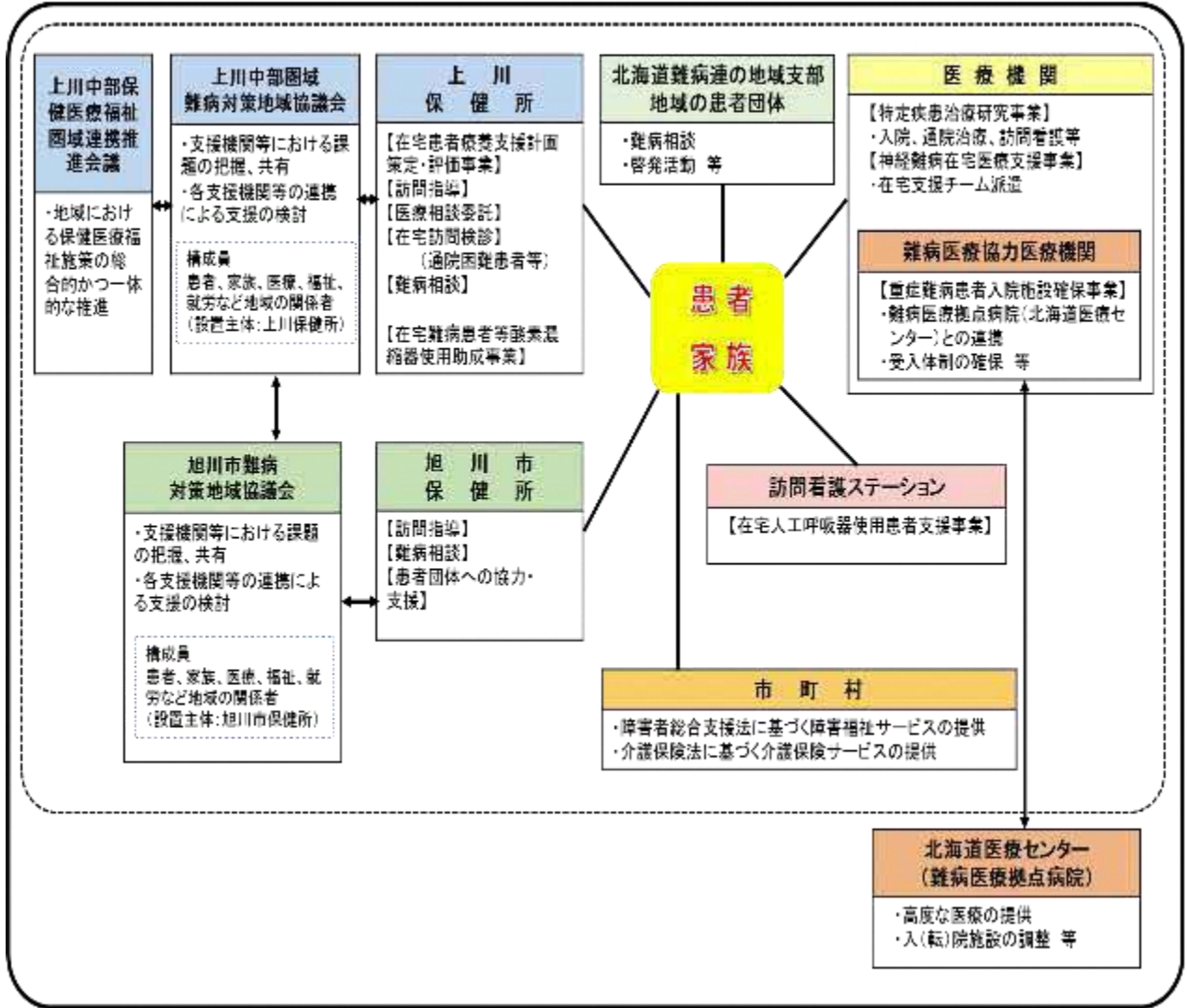
- 難病患者とその家族、市町や医療、福祉、就労などの関係者で構成する「上川中部圏域難病対策地域協議会」において、難病患者等の効果的な支援方法等を検討します。
- 旭川市難病対策地域協議会の構成員として参画し、二次医療圏域全体の課題について検討します。
- 専門医療機関と地域の関係機関が難病患者について情報共有・検討する「難病患者連絡会議」を開催し、関係機関の連携強化・在宅療養生活支援の充実を図ります。

**(関係機関の支援技術の向上)**

- 関係機関と共同し、難病患者を支援する関係機関に対し研修会や学習会の機会を確保し、支援技術の向上を図ります。



### 上川中部圏域 難病対策の体系図





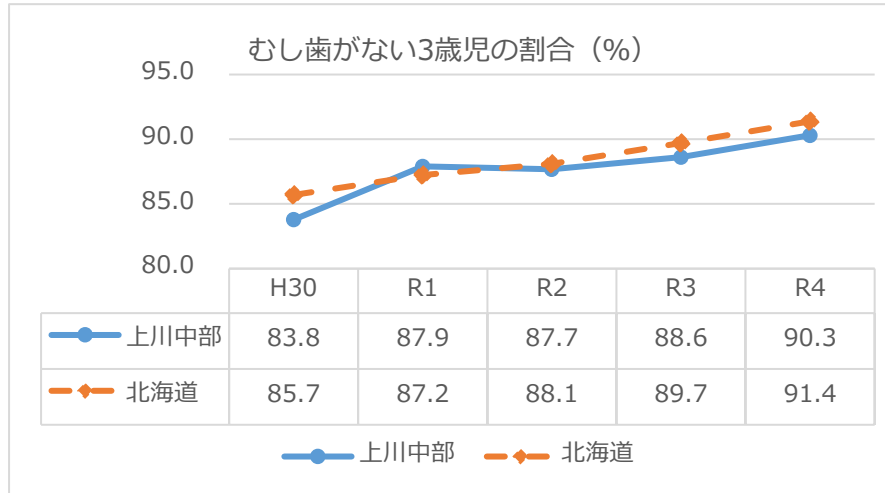
## 第2節 歯科保健医療対策

### 1 地域歯科保健医療

#### (1) 現状

- 乳幼児期の歯・口腔の健康状態

乳幼児のむし歯は減少傾向にありますが、当圏域におけるむし歯のない3歳児の割合は90.3%と全道91.4%より低くなっています。\*<sup>1</sup>



- 学齢期の歯・口腔の健康状態

上川総合振興局内（上川・名寄・富良野保健所）の12歳児（中学1年生）の1人平均むし歯数は、平成29年度、令和2年度とも全道平均と比べ少なくなっていますが、全国平均と比べ多くなっています。

【12歳児の1人平均むし歯数】\*<sup>2</sup>

12歳児	上川総合振興局	北海道	全国
平成29年度	0.86本	1.26本	0.82本
令和2年度	0.79本	1.02本	0.68本

- 成人の歯・口腔の健康状態

「8020（ハチマルニイマル）運動」の目標である80歳で20本以上の歯がある者の割合について、当圏域のデータはありませんが全道では（46.5%）全国平均（51.6%）と比べ、低くなっている状況にあります。

【80歳\*における1人平均現在歯数及び20本以上の歯を有する者の割合】\*<sup>3</sup>

1人平均現在歯数（本）		20本以上の歯を有する者の割合（%）	
北海道（令和4年）	全国（令和4年）	北海道（令和4年）	全国（令和4年）
15.9	17.0	46.5	51.6

\*75～84歳のデータから算出

#### (2) 課題

当圏域のむし歯のない3歳児の割合は全道平均と比べ低くなっています。また、12歳児の1人平均むし歯数は全道平均と比べ少ないものの全国平均よりは多く、更なるむし歯の改善のためには、乳幼児期から学齢期における早期のむし歯予防対策や、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できるようにすることが求められています。

\*1 地域保健・健康増進事業報告（平成30年度～令和4年度）

\*2 北海道：公立学校児童等の健康状態に関する調査 全国：学校保健統計調査

\*3 北海道：道民歯科保健実態調査 全国：歯科疾患実態調査

**(3) 施策の方向と主な施策**

- むし歯予防のため、幼児期における早期からのフッ化物利用と保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。
- 歯周病予防のため、定期的な歯科健診・適切な保健指導を受ける機会の確保に努めます。
- 歯科医師会等の関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて、「8020 運動」等の地域住民の歯・口腔の健康づくりについて普及啓発を行います。

**2 障がい者歯科保健医療****(1) 現 状**

- 「北海道障がい者歯科医療協力医制度」に基づき、1市1町に18名（令和5年11月現在）が協力医に指定されています。
- 障がい者歯科診療を専門に担うため、旭川歯科医師会が道北口腔保健センターを昭和55年に設置し、障がい者の歯科診療や摂食嚥下リハビリを行っています。

【道北口腔保健センターの診療内容】

設置主体	所在地	診療内容
一般社団法人旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目	障がい者歯科診療 摂食・嚥下リハビリ

**(2) 課 題**

- 「北海道障がい者歯科医療協力医制度」については、協力医の確保及び質の向上が求められています。

**(3) 施策の方向と主な施策**

- 旭川歯科医師会等と連携し、障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士や道北口腔保健センター等により障がい者歯科保健医療の確保を図るとともに、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健医療対策を推進します。

**3 高次歯科医療及び休日救急歯科医療****(1) 現 状**

- 口腔悪性腫瘍患者や全身疾患等を有する患者への歯科医療など、高度な歯科医療に対応する歯科口腔外科を標ぼうする病院（以下「病院歯科」という。）は、令和5年度末現在で8施設となっています。
- 道北口腔保健センターにおいて、日曜、祝祭日、年末年始など、多くの一般歯科診療所が休診となる日に救急診療を行っています。

**(2) 課 題****(高次歯科医療)**

- 高度な歯科医療を必要とする患者等への適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科などの高次歯科医療機関と歯科診療所との病診連携が求められています。

**(休日救急歯科医療)**

- 道北口腔保健センターにおける休日救急歯科医療の継続が必要となっています。

**(3) 施策の方向と主な施策****(高次歯科医療の提供体制)**

- 大学病院や旭川歯科医師会等の関係団体と連携しながら、地域における病診連携や保健医療福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。

**(休日救急歯科医療)**

- 休日救急歯科医療については、道北口腔保健センターで実施するとともに「北海道救急医療・広域災害情報システム」を活用した医療機関情報の提供を行います。

**(歯科医療機能情報の提供)**

- 地域住民が適切な歯科医療機関を選択できるよう、病院歯科を含む歯科医療機関の医療機能情報をホームページ等により提供します。

**4 高齢化に伴う歯科保健医療対策****(1) 現 状**

- 後期高齢者の増加に伴い、認知症を有する高齢者の増加も見込まれますが、認知症の人は口腔内状態（清潔保持、歯の数、咀嚼機能等）が不良であるという研究結果が報告されています。
- 旭川歯科医師会が道北口腔保健センターにおいて、平成 25 年度から通院が困難な要介護高齢者等を対象に在宅歯科診療を行っています。
- 平成 28 年度には、旭川歯科医師会館内に道北三次医療圏を対象とした道北圏域在宅歯科医療連携室及び旭川市民を対象とした旭川地域歯科医療連携室が設置され、通院での歯科受診が困難な要介護高齢者等を対象として、歯科治療や口腔ケアに関する相談及び在宅歯科診療の申込みを受けています。

**(2) 課 題**

- 認知症に伴う口腔内状態の不良は、誤嚥性肺炎のリスクとなります。誤嚥性肺炎は、高齢者の死亡原因にもなることから、その発症を予防することが重要です。
- オーラルフレイル\*<sup>1</sup>は、フレイルの前段階であると考えられています。早期にオーラルフレイルに気づき、口腔機能の向上に取り組むことが重要です。

**(3) 施策の方向と主な施策**

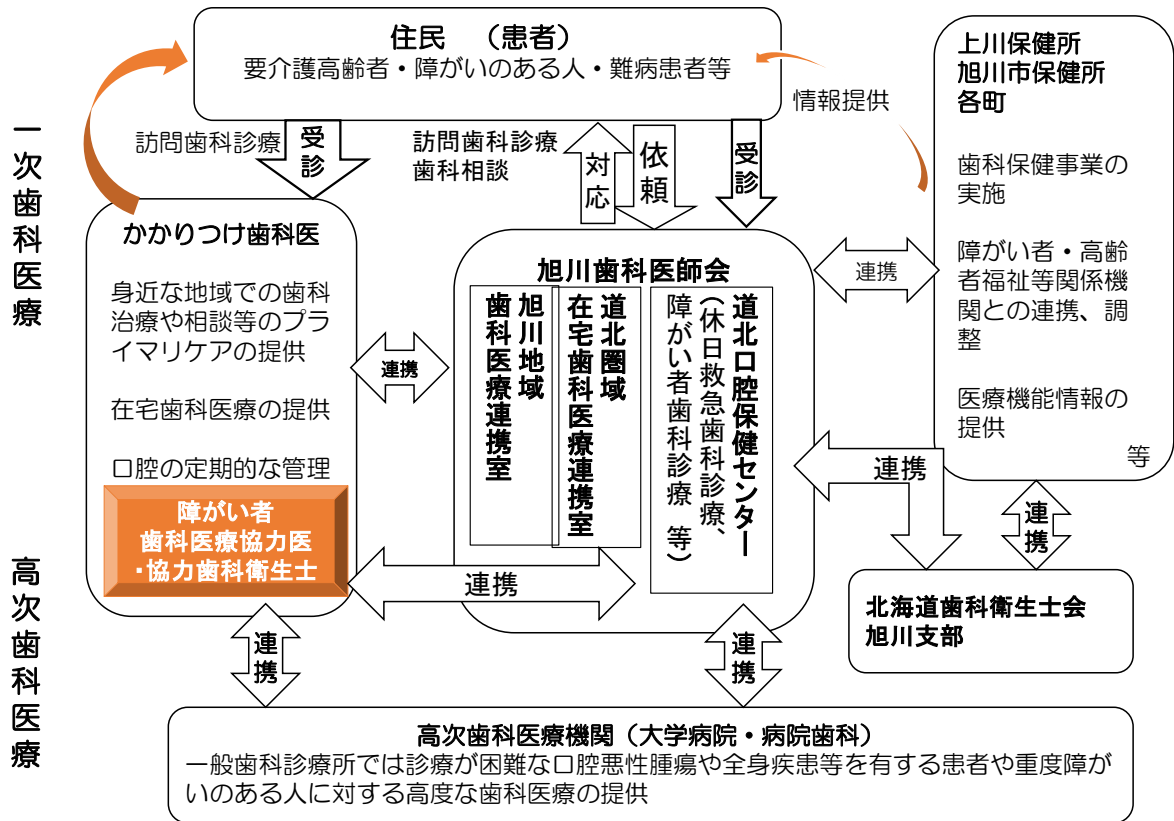
- 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する歯科専門職による口腔衛生管理\*<sup>2</sup>・口腔機能管理\*<sup>3</sup>を推進します。
- 口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防につながる等、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、口腔ケアが重要であることの普及啓発を行います。
- オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が適切な歯科治療や定期的な歯科健診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を行います。

\* 1 オーラルフレイル：歯の喪失や食べること、話すことに代表されるさまざまな機能の『軽微な衰え』が重複し、口の機能低下の危険性が増加しているが、改善も可能な状態

\* 2 口腔衛生管理：口腔清掃を含む口腔環境の改善など口腔衛生に関わるプロフェッショナルケアの総称

\* 3 口腔機能管理：口腔機能の回復及び維持・増進に関わるプロフェッショナルケアの総称

歯科保健医療対策のイメージ図



## 第5章 医療の安全確保とサービスの向上

### 第1節 医療安全対策

#### 1 現 状

- 医療の高度化・専門化が進展する中で、道民が安心して医療を受けられる体制の整備が一層必要となっています。
- 各道立保健所が医療機関や薬局に対して実施している立入検査の際に、医療安全体制の整備の状況について確認するとともに、必要に応じ指導を行っています。
- 道民の医療に対するニーズが多様化する中で、患者や家族からの苦情や相談に対応し、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図ることにより、住民の医療に対する信頼性を確保することを目的とし、平成15年9月1日から道立保健所等に医療安全支援センターを設置しています。
- 当圏域は、上川保健所の上川地方医療安全支援センター、旭川市保健所の旭川市医療安全支援センターで相談等に対応しています。

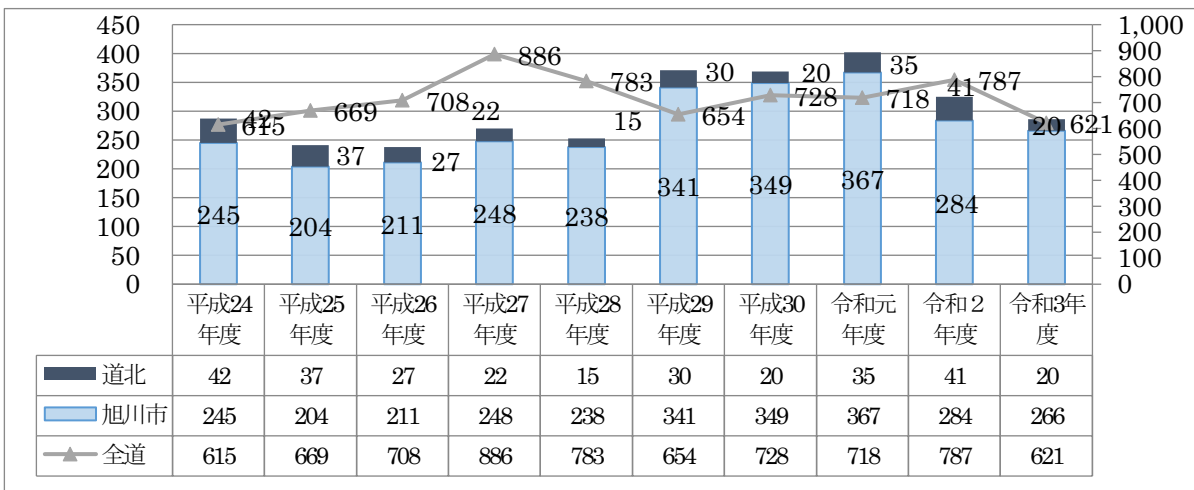
#### 【医療安全支援センターの組織】

中央医療安全支援センター		
所管圏域	設 置 場 所	
全道域	北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課内	
地方医療安全支援センター		
所管圏域 (第三次医療圏)	設 置 場 所	
	地 方 セ ン タ ー	
	サブ セ ン タ ー	
道 南	渡島保健所内	江差保健所内、八雲保健所内
道 央	岩見沢保健所内	江別保健所内、千歳保健所内、滝川保健所内 深川保健所内、倶知安保健所内、岩内保健所内
	苫小牧保健所内	室蘭保健所内、浦河保健所内、静内保健所内
	道 北	上川保健所内
オホーツク	北見保健所内	網走保健所内、紋別保健所内
十 勝	帯広保健所内	
釧路・根室	釧路保健所内	根室保健所内、中標津保健所内

(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市は、それぞれの市立保健所等に対応。)

#### 【医療安全支援センターにおける相談件数推移】

(件)



(令和3年度 内容別相談件数)

【北海道医療安全支援センター(中央及び7地方医療安全支援センター)】 (単位:件)

区分		医科				歯科				合計	
		相談		苦情		相談		苦情			
		全道	道北	全道	道北	全道	道北	全道	道北	全道	道北
1. 医療行為・医療内容	1. 治療・看護等の内容や技術	49	1	38	2	5	0	9	0	101	3
	2. 上記1のうち医療過誤の疑い	22	0	6	0	2	0	0	0	30	0
	3. 転院・退院	23	0	10	0	0	0	0	0	33	0
	4. 医療関連法規等の関係	11	1	4	4	1	0	1	0	17	5
	5. その他(医療行為・医療内容関係)	43	1	32	2	1	0	1	0	77	3
2. コミュニケーションに関すること	1. 説明等に関するもの	53	0	56	4	7	0	6	0	122	4
	2. 基本的なマナーに関するもの	11	0	24	2	0	0	0	0	35	2
	3. その他(コミュニケーション関係)	26	0	23	0	3	0	5	0	57	0
3. 医療機関等の施設	1. 衛生環境	11	0	17	0	2	0	4	0	34	0
	2. その他(医療機関等の施設関係)	6	0	11	0	0	0	0	0	17	0
4. 医療情報等の取扱	1. カルテ開示	18	0	7	0	1	0	9	0	35	0
	2. セカンドオピニオン	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	3. 広告	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	4. 個人情報・プライバシー	3	0	3	0	0	0	0	0	6	0
	5. 診断書等の文書関係	5	0	3	1	0	0	0	0	8	1
	6. その他(医療情報等関係)	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0
5. 医療機関等の紹介・案内	20	2	2	0	2	0	0	0	24	2	
6. 医療費(診療報酬等)	1. 診療報酬等	13	0	3	0	2	0	2	0	20	0
	2. 自費診療関係	6	0	0	0	2	0	1	0	9	0
	3. その他(医療費関係)	11	0	6	0	1	0	3	0	21	0
7. 医療知識等を問うもの	1. 健康や病気関係	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0
	2. 薬品関係	13	0	1	0	0	0	0	0	14	0
	3. 制度関係(医療・介護・福祉)	10	0	0	0	0	0	0	0	10	0
	4. その他(医療知識の質問関係)	6	0	1	0	0	0	0	0	7	0
8. その他	1. 主訴不明	11	0	3	0	1	0	0	0	15	0
	2. 気持ちの受止め	15	0	4	0	0	0	0	0	19	0
	3. その他(いずれにも分類出来ないもの)	46	0	16	0	0	0	0	0	62	0
合計		441	5	272	15	30	0	41	0	784	20

(道北は「道北医療安全支援センター」の略称で、値は再掲)

## 【旭川市医療安全支援センター】

区 分		医 科		歯 科		合 計
		相 談	苦 情	相 談	苦 情	
医療機関等	医療行為・医療内容	54	19	3	2	78
	医療機関・従事者待遇	30	40	1	2	73
	医療機関の施設	0	2	1	1	4
	医療費関係（診療報酬等）	7	2	1	0	10
	その他	8	3	0	0	11
	小 計	99	66	6	5	176
健康相談	一般相談	5	0	0	0	5
	病院等紹介	58	0	3	0	61
	薬に関すること	9	0	0	0	9
	その他	6	1	0	0	7
	小 計	78	1	3	0	82
その他（制度に関することを含む。）		4	3	1	0	8
合 計		181	70	10	5	266

**2 課 題****(1) 医療安全のための体制整備**

医療機関や薬局における医療の安全を図るため、医療従事者の資質の向上とともに、医療安全体制の整備を促進することが求められています。

**(2) 医療に関する相談体制の整備**

医療に関する患者・住民の苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図るため、医療に関する相談体制を充実することが求められています。

**3 施策の方向と主な施策****(1) 医療機関及び薬局における医療の安全を確保するための取組の推進**

医療機関及び薬局において、以下の取組によって医療の安全等が確保されるよう、立入検査などの機会を活用し、必要な助言指導を行います。



(医療安全管理)

- 医療安全管理のための指針の整備
- 医療安全管理のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る)
- 医療安全管理のための職員研修の実施
- 事故報告など改善のための取組の実施

(院内感染対策)

- 院内感染対策のための指針の整備
- 院内感染対策のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る)
- 従事者に対する院内感染対策のための研修の実施
- 感染症の発生状況の報告など改善のための取組の実施

(医薬品の安全管理)

- 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置
- 従事者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
- 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成と、その手順書に基づく業務の実施
- 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

(医療機器の安全管理)

- 医療機器の安全使用のための責任者の配置
- 従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

**(2) 医療安全に関する研修会の開催**

関係団体・機関と連携を図りながら、医療機関や薬局を対象とした医療安全に関する研修会を実施します。

**(3) 医療安全支援センターの設置運営**

(医療相談)

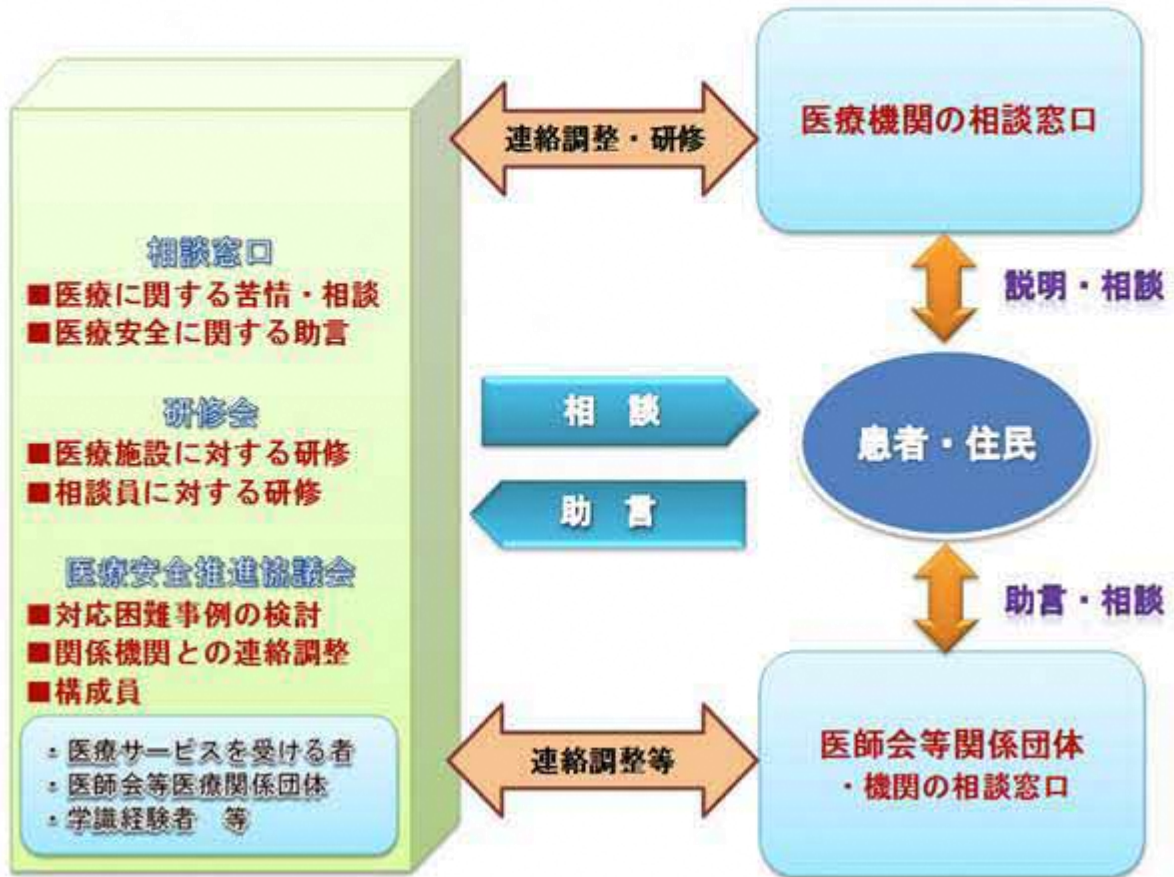
「上川地方医療安全支援センター」の地方センターである上川保健所は、「中央医療安全支援センター」(道本庁)及び4つのサブセンター(名寄・富良野・留萌・稚内保健所内に設置)並びに旭川市医療安全支援センターと連携し、住民の様々な医療に関する相談等に対応します。

(医療安全推進協議会)

上川保健所に設置する「道北地方医療安全推進協議会」において、医療安全支援センターの業務内容の検討や個別医療相談事例のうち重要なものや専門的な事例、対応困難事例などについて検討協議を行うことにより、医療相談体制の充実に努めます。

旭川市は、旭川市保健所に設置する「医療安全推進検討会」において、医療安全支援センターの運営方針及び業務内容、相談事例のうち重要な事例や専門的な事例に係る対応等について、意見交換等を行い医療安全支援センターの業務、運営に反映させています。

医療安全支援センター（中央・地方）の業務と相談等の流れ



## 第6章 医師など医療従事者の確保

### 第1節 医療従事者の現状・課題

#### 1 医師数

##### (1) 現状

- 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの医師数は360.6人であり、全道の260.7人と比較し、上回っている状況です。
- 国では、医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として、三師統計を基本に、二次医療圏ごとに「医師偏在指標」を算定しておりますが、当圏域については、「医師多数区域」に区分されています。

##### (2) 課題

- 旭川市及び東神楽町で医師数が増加していますが、その他の町では減少傾向となっており、医師の充足は難しい状況となっています。

#### 2 歯科医師及び歯科衛生士等

##### (1) 現状

- 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの歯科医師数は70.3人であり、全道の83.9人と比較し、下回っている状況です。
- 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの歯科衛生士数は145.4人であり、全道の122.2人と比較し、上回っている状況です。
- 9町の歯科医師数はほぼ横ばいですが、圏域内の9割を占める旭川市の歯科医師が減少傾向となっています。

##### (2) 課題

- 圏域全体で、歯科医師数が全道平均を下回っていることから、限られた医療資源の有効活用が必要となっています。

#### 3 薬剤師

##### (1) 現状

- 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの薬剤師数は237.9人であり、全道の224.0人と比較し、上回っている状況です。
- 国では、「薬剤師偏在指標」という、薬剤師の充足を検討する上で活用可能な新たな指標の考え方を公表しており、薬剤師偏在指標が1を超えると薬剤師が充足していると評価されますが、当圏域の病院薬剤師と薬局薬剤師を合わせて算出された薬剤師偏在指標は0.97で1を下回っています。

##### (2) 課題

- 圏域の薬剤師数は減少していないものの、薬剤師偏在指数は1を下回っており、今後の在宅医療の需要増加を見据えた薬局薬剤師の確保と、医師の働き方改革に伴うタスクシフトを見据えた病院薬剤師の確保が必要です。

#### 4 看護職員

##### (1) 現状

- 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの保健師数は67.4人であり、全道の58.3人と比較し、上回っている状況です。
- 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの助産師数は40.8人であり、全道の30.8人と比較し、上回っている状況です。
- 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの看護師数は1,448.4人であり、全道の1,269.2人と比較し、上回っている状況です。
- 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの准看護師数は393.9人であり、全道の283.1人と

比較し、上回っている状況です。

- 圏域内の看護職員については、准看護師が減少しておりますが、その他の職種では増加しています。(第1章 基本的事項4節9)

## (2) 課題

- 看護職志望者や多様な人材の確保に努め、養成数を維持し、圏域内で就業する看護職員を養成・確保していくことが必要です。

## 第2節 医療従事者確保の方針

- 医師については、当圏域が「医師多数区域」であることを踏まえ、他の区域からの医師確保は行わず、圏域内での医師偏在に対しては、圏域内での医師確保を基本とします。
- 医師以外の医療従事者については、適宜配置状況の把握を行い、関係機関と連携しながら、地域の実情を踏まえた取組を推進します。

---

\* 1 医療従事者数：地域保健情報年報  
(医療従事者数推移 第1章4節9・人口10万人当たりの医療従事者数 第9章 資料編 第8表)

## 第7章 地域推進方針の進行管理等

### 第1節 目標達成のための推進体制と関係者の役割

- この方針は、住民・患者の視点に立ち、道などの行政機関、医療提供者、関係団体及び道民が、地域の最も重要な社会基盤の一つである医療提供体制の確保に向け、共に考え、共に行動するための基本的な指針として策定するものであり、本方針を着実に推進するために、各主体が本方針の基本理念の下、共通の目標達成のために連携して取り組むことが不可欠です。
- このため、それぞれに期待される役割を次のとおりとします。

#### (保健所)

- 医療提供者、関係機関・団体等と緊密な連携の下、本方針に沿って、地域保健医療の広域的・専門的・技術的な拠点として各種事業を推進します。
- 特に、5疾病・6事業及び在宅医療のほか、地域医療構想の実現に向けた取組を中心に本方針を推進します。

#### <「地域推進方針」に沿った主な取組>

- ◇ 医療提供者を始めとする関係者からなる「保健医療福祉圏域連携推進会議」、「地域医療構想調整会議」の運営
- ◇ 地域推進方針（地域医療構想を含む。）の推進に向けた、医療連携体制の整備等に係る地域の医療情報の収集、整理、活用
- ◇ 目標等について、定期的に検証するなど、その達成に向けた取組
- ◇ 関係機関、団体と協力し、ICTを活用した地域医療ネットワークや遠隔医療システムの普及を促進
- ◇ 住民、患者の医療機関への適正受診等についての普及啓発
- ◇ その他の地域の実情に応じた取組ほか

#### (保健医療福祉圏域連携推進会議)

第二次医療圏ごとに、地域の医療提供者及び関係団体、市町村、介護・福祉関係者等で組織し、生活習慣病などの発症予防に関する取組、急性期から回復期・慢性期を経て在宅医療に至るまでの切れ目のない医療連携体制の構築や介護・福祉との連携等について協議を行うとともに、本方針の進捗状況の検証などを行います。

#### (地域医療構想調整会議)

地域の医療機関（病院長等）、医療関係団体（地区医師会等）、市町村（市町村長）等で組織し、「病床機能の分化及び連携の促進」など、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた協議を行うとともに、進捗状況等の検証などを行います。

また、協議等の内容・結果については、保健医療福祉圏域連携推進会議と適宜共有を図ります。

#### (医療提供者)

- 医療機関は、地域推進方針（地域医療構想を含む。）の推進を図るため、自らの医療機能や地域で果たすことができる役割を明確にし、他の医療機関との連携・役割分担を行うことなどにより、地域において適切な医療サービスを継続的に提供します。
- また、医師等の医療従事者は、自らの資質の向上に努め、それぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、医療連携体制の構築にも積極的に協力します。

**(関係団体)**

旭川市医師会、上川郡中央医師会、旭川歯科医師会、旭川薬剤師会、北海道看護協会をはじめとする関係団体は、医療提供者、行政など関係者と継続的に適切な医療サービスを提供する体制の整備に努めるとともに、住民に対し必要な情報提供や適切な受診等についての普及啓発を行います。

**(道 民)**

自らの健康の保持増進に努めるとともに、医療の利用者、費用負担者として、地域の医療体制を理解し、限りある医療資源を効率的に活用しながら、病状や状態に応じた適切な受診に努めます。

**第2節 地域推進方針の進行管理**

本方針を効果的かつ着実に推進するためには、各施策等の進捗状況や数値目標の達成状況の評価を「上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議」において毎年度行い、評価結果に基づき必要があると認めるときは、方針の見直し等について検討します。

## 第8章 別表

別表 1	がん診療連携拠点病院等一覧	… 120
別表 2	北海道がん診療連携指定病院一覧	
別表 3	小児がん拠点病院等一覧	
別表 4	がんゲノム医療中核拠点病院等一覧	
別表 5	脳卒中の急性期医療を担う医療機関一覧	… 121
別表 6	脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧	
別表 7	急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関一覧	… 122
別表 8	糖尿病の医療機能を担う医療機関一覧	
	【別掲】 糖尿病の医療機能を担う医療機関（眼科）	
別表 9	精神疾患の医療機能を担う医療機関一覧	… 125
別表 10	初期救急医療機関及び二次救急医療機関一覧	… 126
別表 11	休日夜間急患センター一覧	
別表 12	救命救急センター一覧	… 127
別表 13	北海道災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧	
別表 14	第一種・第二種感染症指定医療機関一覧	
別表 15	医療措置協定締結医療機関一覧	
別表 16	へき地医療拠点病院及びへき地診療所等一覧	… 128
別表 17	周産期母子医療センター一覧	
別表 18	産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関一覧	… 129
別表 19	助産師外来・院内助産所開設医療機関一覧	
別表 20	小児救急医療支援事業参加病院一覧（小児二次救急医療体制）	
別表 21	北海道小児地域医療センター・北海道小児地域支援病院一覧	
別表 22	小児科又は小児外科を標ぼうする医療機関一覧	… 130
別表 23	在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所一覧	… 132
別表 24	在宅療養後方支援病院一覧	
別表 25	在宅療養支援歯科診療所	… 133
別表 26	在宅患者調剤加算算定薬局一覧	
別表 27	訪問看護事業所一覧	… 134
別表 28	在宅医療において積極的な役割を担う医療機関一覧	
別表 29	在宅医療に必要な連携を担う拠点一覧	… 135
別表 30	北海道アレルギー疾患医療連携拠点病院・地域協力病院一覧	
別表 31	紹介受診重点医療機関一覧	



## 別表1 がん診療連携拠点病院等一覧

[医療機関名公表基準]

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院

(令和6年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 J A 北海道厚生連 旭川厚生病院 市立旭川病院

## 別表2 北海道がん診療連携指定病院一覧

[医療機関名公表基準]

「北海道がん診療連携指定病院整備要綱」（平成30年10月17日付地保第2821号北海道保健福祉部長通知）により北海道知事が指定した病院

(令和6年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	がん診療連携指定病院
道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字病院 独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター

## 別表3 小児がん拠点病院等一覧

医療機関名公表基準

「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付健発0801第17号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定した小児がん拠点病院及び小児がん拠点病院が指定した小児がん連携病院

(令和6年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	小児がん拠点病院及び小児がん連携病院	区分
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	(1)

※ 小児がん連携病院の区分について、(1)は「地域の小児がん診療を行う連携病院」、(2)は「特定のがん種等についての診療を行う連携病院」、(3)は「小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院」

## 別表4 がんゲノム医療中核拠点病院等一覧

医療機関名公表基準

「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」（令和5年8月1日付健発0801第18号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院

(令和6年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	ゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 ※がんゲノム医療連携病院 J A 北海道厚生連 旭川厚生病院 ※がんゲノム医療連携病院

## 別表5 脳卒中の急性期医療を担う医療機関一覧

医療機関名公表基準

次の①～③が24時間対応可能である病院・診療所（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）

①血液検査及び画像（CT・MRI、超音波検査等）

②開頭手術（脳動脈瘤クリッピング術、脳内血腫除去術、減圧開頭術等）、外科的血行再建術、かつ脳血管内手術

③t-P Aによる血栓溶解療法

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	
			旭川赤十字病院	
			大西病院	
			社会医療法人 元生会 森山病院	

## 別表6 脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧

医療機関名公表基準

次の①②の両方を満たす病院・診療所

①脳血管疾患等リハビリテーション料の保険診療に係る届出をしている

②脳卒中の回復期リハビリテーションの対応が可能

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	
			独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター	
			医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院	
			旭川脳神経外科循環器内科病院	
			医療法人社団 shindo 旭川リハビリテーション病院	
			道北勤医協 一条通病院	
			大西病院	
			医療法人社団 杏仁会 大雪病院	
			医療法人 仁友会 北彩都病院	
			医療法人社団 博彰会 佐野病院	
			医療法人 歓生会 豊岡中央病院	
			医療法人 フクダ フクダクリニック	
			社会医療法人 元生会 森山病院	
			社会医療法人 元生会 森山メモリアル病院	
		医療法人社団慶友会 吉田病院		
東川町	国民健康保険東川町立診療所			

**別表7 急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関一覧**

[医療機関名公表基準]

次の①～③が24時間対応可能であり（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）、かつ、  
④または⑤を満たす病院・診療所

- ①放射線等機器検査（心電図・冠動脈造影等）
- ②臨床検査（血清マーカー等）
- ③経皮的冠動脈形成術の治療
- ④冠動脈バイパス術等外科的治療が実施可能
- ⑤冠動脈バイパス術等外科的治療は実施しないが、他医療機関への紹介が可能

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	
			J A北海道厚生連 旭川厚生病院	
			旭川赤十字病院	
			旭川脳神経外科循環器内科病院	
			医療法人社団 幾晃会 木原循環器科内科医院	
			市立旭川病院	

**別表8 糖尿病の医療機能を担う医療機関一覧**

[医療機関名公表基準]

北海道医療機能情報公表制度に基づく、医療機能情報の報告内容から、次の①から③の項目のいずれかに該当する医療機関

- ①インスリン療法を行うことができること
- ②糖尿病患者教育（食事療法・運動療法・自己血糖測定）を行うことができること
- ③糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目		
				①	②	③
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	○	○	○
			医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院	○	○	○
			医療法人社団 真佑会 旭川消化器肛門クリニック	○	○	○
			旭川赤十字病院	○	○	○
			旭川脳神経外科循環器内科病院	○	○	○
			医療法人社団 創成 旭川南病院	○	○	○
			旭川リハビリテーション病院	○	○	
			医療法人 あかり会 あさひまちクリニック	○	○	○
			医療法人社団 聖英会 五十嵐クリニック	○		○
			医療法人社団 池田内科医院	○	○	○
			医療法人社団 石川内科	○	○	○
			医療法人社団 今本内科医院	○	○	○
			医療法人社団 及川医院	○	○	
			おうみや内科クリニック	○	○	○
			医療法人社団 おおき内科クリニック	○	○	○
			医療法人社団 啓昌会 おおしま内科	○	○	○
			大西病院	○	○	○
			医療法人 仁友会 北彩都病院	○	○	○
			あさひかわ福祉生活協同組合 銀座通内科クリニック	○		
			医療法人 健康会 くにもと病院	○	○	○
			医療法人 クリスタル橋内科クリニック	○	○	○
			医療法人 呼吸器内科・内科とおるクリニック	○		
			医療法人社団功和会 佐久間病院	○	○	○
			医療法人社団 博彰会 佐野病院	○	○	
			医療法人社団 萌生会 サンビレッジクリニック	○	○	○
			医療法人社団 四条はらだ医院	○		

第三次 医療圏	第二次 医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目		
				①	②	③
道北	上川中部	旭川市	清水内科医院	○	○	○
			医療法人社団 春光台クリニック	○		○
			市立旭川病院	○	○	○
			医療法人社団 恒伸会 しんとみ内科クリニック	○	○	
			医療法人社団腎愛会だてクリニック	○	○	○
			坪倉循環器科内科クリニック	○	○	○
			寺澤内科・胃腸科クリニック	○	○	○
			東光クリニック	○	○	
			道北勤医協 旭川医院	○	○	○
			道北勤医協一条クリニック	○	○	○
			道北勤医協一条通病院	○	○	○
			道北勤医協ながやま医院	○	○	○
			とびせ小児科内科医院		○	○
			医療法人社団 都丸内科クリニック	○	○	
			医療法人 歆生会 豊岡中央病院	○	○	○
			豊岡内科整形外科クリニック	○		
			医療法人社団 中島病院	○	○	○
			永山池田クリニック	○		
			医療法人 健祈会 永山内科・呼吸器内科クリニック	○	○	○
			医療法人社団 にしきまち通りクリニック	○	○	○
			医療法人 修彰会 沼崎病院	○	○	○
			医療法人社団 博愛内科クリニック	○	○	○
			東旭川宏生会林医院	○	○	○
			医療法人社団 はやし内科胃腸科小児科医院			○
			医療法人社団 はらだ病院	○	○	○
			医療法人 清陵会 藤井病院	○	○	
			医療法人社団 緑が丘クリニック		○	○
			医療法人 みどりの里 リバータウンクリニック	○	○	○
		社会医療法人 元生会 森山病院	○	○	○	
		医療法人社団 やまがた内科クリニック	○	○	○	
		山下内科循環器科クリニック	○			
		医療法人社団 慶友会 吉田病院	○	○	○	
		JA 北海道厚生連 旭川康生病院	○		○	
東神楽町	東神楽町国民健康保険診療所	○	○	○		
比布町	比布町立びっぶクリニック	○				
愛別町	国民健康保険愛別町立診療所	○	○	○		
上川町	国民健康保険上川医療センター	○	○	○		
東川町	国民健康保険東川町立診療所	○	○	○		
美瑛町	医療法人社団 美瑛循環器・内科クリニック	○	○			
幌加内町	幌加内町立幌加内診療所	○	○	○		

**別表8【別掲1】糖尿病の医療機能を担う医療機関（眼科）**

[医療機関名公表基準]

糖尿病の合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる医療機関（眼科） 次のア・イの両方を満たす病院・診療所 ア. 糖尿病性網膜症患者に対し、網膜光凝固術が実施できること イ. 医療機能が異なる医療機関と連携し、糖尿病合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること
---

(令和2年4月1日現在)

第三次 医療圏	第二次 医療圏	市区町村	医療機関名
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院
			あさひかわ眼科クリニック
			旭川赤十字病院
			医療法人社団 高志会 旭川たかはし眼科
			医療法人社団 豊明会 あさひ眼科
			医院医療法人社団 いずみ眼科
			環状通り眼科
			医療法人社団 こぐれ眼科
			医療法人 優駿会 こんの優眼科クリニック
			市立旭川病院
			たかみや眼科
			寺西眼科医院
			松井眼科医院
			やまぐち眼科
			医療法人社団 山田眼科
JA 北海道厚生連旭川厚生病院			



別表 10 初期救急医療機関及び二次救急医療機関一覧

◎ 北海道救急医療・広域災害情報システム（休日・夜間の当番医や診療科などの医療機関情報を提供しています）  
 ・情報案内センター 0120-20-8699  
 011-221-8699（携帯電話・スマートフォン・PHSから）  
 ・ホームページアドレス（パソコン・携帯電話等から）  
<http://www.qq.pref.hokkaido.jp>  
 【QRコード】



[医療機関名公表基準]

○初期救急医療機関  
 休日・夜間における比較的軽症な救急患者の医療を確保するため、在宅当番医制を実施する市町村（郡市医師会）並びに市町村が設置する休日夜間急患センター  
 ○二次救急医療機関  
 救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）」に基づき北海道知事が認定した救急告示医療機関及び休日・夜間に入院を要する重症救急患者に対応する救急医療機関として病院群輪番制に参加する医療機関

（令和5年10月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	初期救急医療機関			二次救急医療機関		
		市区町村	在宅当番医制	休日夜間急患センター	救告	輪番	★救急告示 ●輪番参加 ※診療所
道北	上川中部	旭川市	旭川市医師会	●	21	5	【二次救急医療機関数 21】
		鷹栖町	上川郡中央医師会		★	●	市立旭川病院
		東神楽町	上川郡中央医師会		★	●	J A北海道厚生連旭川厚生病院
		当麻町	上川郡中央医師会		★		大西病院
		比布町	上川郡中央医師会		★		医療法人中島病院
		愛別町	上川郡中央医師会		★		整形外科進藤病院
		上川町	上川郡中央医師会		★		※医療法人社団幾晃会木原循環器内科医院
		東川町	上川郡中央医師会		★		医療法人社団功和会佐久間病院
		美瑛町	上川郡中央医師会		★		社会医療法人元生会森山病院
		幌加内町			★		旭川脳神経外科循環器内科病院
					★	●	旭川赤十字病院
					★	●	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター
					★		医療法人社団恩和会旭川高砂台病院
					★		道北勤医協一条通病院
					★	●	旭川医科大学病院
					★		医療法人社団杏仁会大雪病院
					★		医療法人社団博彰会佐野病院
			★		豊岡中央病院		
			★		医療法人仁友会北彩都病院		
			★		医療法人社団慶友会吉田病院		
			★		美瑛町立病院		
			★		※国民健康保険上川医療センター		

別表 11 休日夜間急患センター 一覧

[医療機関名公表基準]

休日・夜間における比較的軽症な救急患者の医療を確保するため、市町村が設置する休日夜間急患センター

（令和5年10月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	施設名	所在地	診療科目
道北	上川中部	—	—	—



## 別表 12 救命救急センター一覧

〔医療機関名公表基準〕

原則、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療機関として北海道知事が指定した救命救急センター

(令和5年10月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	病院名		救命救急センター 運営病床数	指定年月日
道北	上川中部	DH	旭川赤十字病院	56床	昭和53年7月10日
			旭川医科大学病院	20床	平成22年10月1日

DH：ドクターヘリ基地病院

## 別表 13 北海道災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧

〔医療機関名公表基準〕

【北海道災害拠点病院】

災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、北海道知事が災害拠点病院として指定した病院

【DMAT指定医療機関】

災害時に迅速に駆けつけ、救急医療活動を行うために専門的な訓練を受けた北海道DMATとして北海道知事が指定した病院

令和5年4月1日現在

第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分 ※	災害拠点病院 指定年月日	DMAT 指定年月日
道北	上川中部	旭川赤十字病院	○	平成9年1月7日	平成23年6月30日
		旭川医科大学病院	○	平成23年11月1日	平成19年9月12日

※ ○地域災害拠点病院

## 別表 14 第一種・第二種感染症指定医療機関一覧

〔医療機関名公表基準〕

【第一種感染症指定医療機関】

感染症法に基づき、北海道知事が一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として指定した医療機関

【第二種感染症指定医療機関】

感染症法に基づき、北海道知事が二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として指定した医療機関

(令和5年12月1日現在)

【第一種感染症指定医療機関】

第三次医療圏	第二次医療圏	施設名	基準病床数	指定病床数
道北	上川中部	—	—	—

【第二種感染症指定医療機関】

第三次医療圏	第二次医療圏	施設名	基準病床数	指定病床数
道北	上川中部	市立旭川病院	6床	6床

## 別表 15 医療措置協定締結医療機関一覧

〔医療機関名公表基準〕

新興感染症の発生・まん延時に感染症医療等の提供を行うことについて、北海道知事と医療措置協定を締結した医療機関等

○第一種協定指定医療機関

感染症法に基づき、感染症患者の入院を受け入れる医療機関として北海道知事が指定した病院又は診療所

○第二種協定指定医療機関

感染症法に基づき、発熱外来及び外出自粛対象者の自宅療養者への医療の提供を行う医療機関として北海道知事が指定した病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業所

感染症法に基づき、医療措置協定を締結した医療機関については、道のホームページにおいて、随時、最新の情報を公表します。

**別表 16 へき地医療拠点病院及びへき地診療所等一覧**

[医療機関名公表基準]

<p>【へき地医療拠点病院】</p> <p>無医地区及び準無医地区を対象として、北海道へき地医療支援機構の指導・調整のもとに巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師の派遣等へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院として、北海道知事が指定した病院。</p> <p>【へき地医療を支援する民間医療機関】</p> <p>へき地医療に関する社会医療法人の認定要件を満たす民間医療機関。</p> <p>【へき地診療所】</p> <p>へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所、又は、医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上1,000人未満の離島に設置する診療所。</p> <p>上記のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた診療所。</p> <p>【過疎地域等特定診療所】</p> <p>特定診療（眼科、耳鼻咽喉科、歯科）機能を有する医療機関がない市町村で、当該地域住民の特定診療科の医療を確保することを目的とした診療所。</p>
--

(令和6年1月11日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	へき地医療拠点病院	へき地医療を支援する民間医療機関	へき地診療所 (国保直営診療所含む)		過疎地域等特定診療所		無医地区等 (R1.10)	無歯科医地区等 (R1.10)
				市町村		市町村			
道北	上川中部		社会医療法人元生会森山病院	東神楽町	東神楽町国保診療所	幌加内町	町立幌加内歯科診療所	1町 1地区	1町 1地区
				比布町	比布町立びっぷクリニック				
				東川町	国保東川町立診療所				
				愛別町	愛別町立愛別診療所				
				幌加内町	幌加内町立幌加内診療所 幌加内町国保政和診療所				

**別表 17 周産期母子医療センター一覧**

[医療機関名公表基準]

高度な周産期医療を行う医療機関として北海道知事が指定又は認定した周産期母子医療センター
---

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分	【指定年月日】 (認定年月日)
道北	上川中部	J A 北海道厚生連旭川厚生病院	総合	(平成13年10月1日)
		旭川赤十字病院	地域	(平成13年10月1日)
		旭川医科大学病院	地域	(平成23年3月30日)

別表 18 産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関一覧

●分娩実施中の医療機関

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所
道北	上川中部	旭川市	● J A北海道厚生連旭川厚生病院	医療法人社団たけだ産婦人科クリニック	医療法人社団健和会和田産婦人科医院
			● 旭川医科大学病院	医療法人社団みずうち産科婦人科	旭川レディースクリニック
			旭川赤十字病院	医療法人社団みどり野クリニック	
			● 医療法人社団弘和会森産科婦人科病院	● 医療法人社団東光マタニティクリニック	
			● 市立旭川病院	● 医療法人社団豊和会豊岡産科婦人科医院	
				医療法人社団利信会上村産科婦人科医院	

別表 19 助産師外来・院内助産所開設医療機関一覧

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	診療所※	助産師外来	院内助産所
道北	上川中部	旭川市	J A北海道厚生連旭川厚生病院		○	
			旭川医科大学病院		○	
			医療法人社団弘和会森産科婦人科病院		○	

別表 20 小児救急医療支援事業参加病院一覧（小児二次救急医療体制）

[医療機関名公表基準]

休日・夜間に入院を要する小児の重症救急患者に対応する救急医療機関として小児救急医療支援事業（病院群輪番制）に参加する病院
--

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	小児救急医療支援事業実施状況		
		事業開始時期	病院数	参加病院名
道北	上川中部	平成22年4月	1	J A北海道厚生連旭川厚生病院

別表 21 北海道小児地域医療センター・北海道小児地域支援病院一覧

[医療機関名公表基準]

小児医療の中核的な医療機関若しくは一般的な入院医療や小児の二次救急医療を担う医療機関として北海道知事が選定した医療機関
---

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	北海道小児地域医療センター		北海道小児地域支援病院	
		施設数	病院名	施設数	病院名
道北	上川中部	1	J A北海道厚生連旭川厚生病院	1	市立旭川病院

別表 22 小児科又は小児外科を標ぼうする医療機関一覧

(令和5年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院（※）	医療法人社団及川医院	旭川市保健所
			北海道立旭川子ども総合療育センター	医療法人社団真口内科小児科医院	旭川市第三庁舎保健所棟
			市立旭川病院		旭川市子育て世代包括支援センターwaka・ba
			旭川赤十字病院		厚生労働省第二共済組合旭川医療センター所属診療部
			J A 北海道厚生連旭川厚生病院		医療法人社団聖美会五十嵐クリニック
			北海道療育園		医療法人社団池田内科医院
			豊岡中央病院		医療法人社団おおき内科クリニック
			道北勤医協一条通病院		医療法人社団丘のうえこどもクリニック
			医療法人社団功和会佐久間病院		医療法人社団ささきこどもクリニック
			独立行政法人国立病院機構旭川医療センター		医療法人社団佐藤内科医院
					医療法人社団春光台クリニック
					医療法人社団小児科くさのこどもクリニック
					杉本こども・内科クリニック
					高木小児科医院
					医療法人社団滝山内科医院
					医療法人社団恵英会長南クリニック
					千代田クリニック
					医療法人社団土田こどもクリニック
					とびせ小児科内科医院
					医療法人社団豊岡小児クリニック
					とりうみ小児科・内科
					ながやまキッズファミリークリニック
					医療法人ながのクリニック
					医療法人社団はやし内科胃腸科小児科医院
					東旭川クリニック
					医療法人社団恵心会北星ファミリークリニック
		医療法人社団みうら小児科クリニック			
		医療法人社団みやざき内科小児科クリニック			
		もみの木アレルギー科こども医院			
		医療法人社団やまがた内科小児科クリニック			
		医療法人社団やまもとこどもクリニック			

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所
道北	上川中部	上川	美瑛町立病院	比布町立びっぶクリニック	幌加内町立幌加内診療所
				国民健康保険東川町立診療所	幌加内町立朱鞠内診療所
				国民健康保険上川医療センター	幌加内町保健福祉総合センター
					幌加内町立政和診療所
					東神楽町国民健康保険診療所
					当麻町健康福祉施設保健福祉センター
					比布町保健センター
					上川町保健福祉センター
					東川町保健福祉センター
					美瑛町保健センター

(※) : 小児科及び小児外科標ぼう、(※※) : 小児外科標ぼう、その他 : 小児科標ぼう

別表 23 在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所一覧

〔医療機関名公表基準〕

診療報酬上の在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所					
(令和6年2月1日現在)					
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	診療所	
道北	上川中部	旭川市	豊岡中央病院	医療法人社団さとう整形外科胃腸科医院	医療法人仁友会豊岡内科整形外科クリニック※①
			医療法人社団心優会沼崎病院	道北勤医協旭川医院※②	医療法人社団にしきまち通りクリニック※②
			医療法人社団旭豊会旭川三愛病院	医療法人社団今本内科医院※②	医療法人社団たちばなクリニック
			医療法人社団旭豊会旭川ペインクリニック	医療法人社団東旭川宏生会林医院※①	道北勤医協ながやま医院※②
			医療法人社団功和会佐久間病院	医療法人社団萌生会サンビレッジクリニック※②	医療法人社団及川医院
			医療法人中島病院	医療法人社団緑が丘クリニック	医療法人社団四条はらだ医院
			道北勤医協一条通病院※②	医療法人社団真佑会旭川消化器肛門クリニック	サクラ咲くクリニック
			医療法人健康会くにもと病院	おうみや内科クリニック	医療法人旭川神経内科クリニック※②
				医療法人社団みどりの里リバータウンクリニック※②	医療法人社団元気会忠和クリニック
				フクダクリニック	永山内科・呼吸器内科クリニック
			医療法人恵心会北星ファミリークリニック※①	松本呼吸器・内科クリニック	
			比布町立びっぷクリニック	国民健康保険上川医療センター※①	
			医療法人社団元気クラブ当麻内科ペインクリニック	だいだいの丘クリニック※②	
	上川				

※①機能強化型(単独)、※②機能強化型(複数連携)

- 機能強化型在宅療養診療所～「特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成28年3月4日保医発0304第2号厚生労働省保険局医療課長通知)(以下、「通知」という。)別添1の「第9」の1の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援診療所をいう。
- 機能強化型在宅療養支援病院～通知別添1の「第14の2」の1の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援病院をいう。

別表 24 在宅療養後方支援病院一覧

〔医療機関名公表基準〕

診療報酬上の在宅療養後方支援病院			
(令和6年2月1日現在)			
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	医療機関名
道北	上川中部	旭川市	医療法人社団 慶友会 吉田病院 独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター

別表 25 在宅療養支援歯科診療所一覧

[医療機関名公表基準]

診療報酬上の在宅療養支援歯科診療所					
(令和3年2月1日現在)					
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	歯科診療所名		
道北	上川中部	旭川市	医療法人社団今本歯科医院	かみつ歯科医院	道北口腔保健センター歯科診療所
			マキタ歯科医院	医療法人社団永山歯科クリニック	医療法人社団啓成三戸歯科医院
			医療法人社団小林歯科医院	医療法人社団今野歯科医院	太田歯科医院
			たくま歯科医院	医療法人社団いとう歯科クリニック	青木歯科クリニック
			永山歯科医院	医療法人社団なかつぼ歯科医院	みなと歯科クリニック
			医療法人社団クリア歯科クリニック	医療法人社団やぶしたフラワ-歯科医院	医療法人社団鈴木歯科クリニック
			医療法人社団林歯科医院	医療法人社団純弘会かむい歯科診療所	ビクトル歯科
			フロンティアデンタルクリニック		
		上川	医療法人社団さだおか歯科医院	医療法人社団越智歯科医院	

別表 26 在宅患者調剤加算算定薬局一覧

[薬局名公表基準]

診療報酬上の在宅患者調剤加算算定薬局					
(令和3年2月1日現在)					
第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	薬局名		
道北	上川中部	旭川市	株式会社 中央薬局	永山中央薬局	かむい中央薬局
			北日本調剤末広調剤薬局	末広みくに調剤薬局	北日本調剤あたご調剤薬局
			日本調剤 旭川二条薬局	はまなす薬局	春光台薬局
			旭川中央薬局	旭薬 ナナカマド薬局	日本調剤 旭橋薬局
			旭薬みどりがおか薬局	十字街中央薬局	旭川薬局
			カプトヤ薬局	旭川医大前調剤薬局	医大前グリーンヒル薬局
			センター薬局高台通店	日本調剤 旭川四条薬局	一条調剤薬局
			日本調剤春光一条薬局	しろくま調剤薬局	ココカラファイン薬局 旭川四条店
			はな保険薬局	日本調剤 旭川薬局	あしたば薬局 日赤前店
			あかね薬局	旭町調剤薬局	マリー薬局
			ハーブ調剤薬局	すみれ調剤薬局	ノーブル調剤薬局
			ぱれっと調剤薬局	きのえ薬局	という薬局
			ハート薬局	アイン薬局旭川東店	アイン薬局旭川中央店
			アイン薬局旭川曙店	アイン薬局旭川店	アイン薬局豊岡店
			アイン薬局旭川八条通店	アイン薬局旭川東鷹栖店	アイン薬局旭川北店
			アイン薬局旭川神楽岡店	東光1条薬局	ココカラファイン薬局 東旭川店
			まつもと調剤薬局	なの花薬局豊岡店	なの花薬局永山店
			なの花薬局忠和店	なの花薬局東旭川店	さくら薬局 旭川新富店
			飛騨調剤薬局	サンビレッジ調剤薬局	リペライン調剤薬局
			啓明調剤薬局	患愛調剤薬局 永山店	イチフジ薬局・旭川店
		上川	ひがしかわ薬局	センター薬局 上川店	ココカラファイン薬局鷹栖メロディー店
			アイン薬局美瑛店	比布調剤薬局	

**別表 27 訪問看護事業所一覧**

[事業所名公表基準]

指定居宅サービス事業所（訪問看護）※保険医療機関の「みなし指定事業所」を除く。

(令和3年1月31日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	訪問看護指定事業所名	
道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字訪問看護ステーション	有限会社 訪問看護ステーションモモ
			訪問看護ステーションクローバー	訪問看護ステーションめぐみ
			旭川厚生訪問看護ステーション	訪問看護ステーション みのり
			訪問看護ステーションカトレア	訪問看護ステーション 静療
			一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団旭川地域訪問看護ステーション	訪問看護ステーション ちどり
			すえひろ訪問看護ステーション	訪問看護ステーション たんぼぼ
			訪問看護ステーションアポロ	旭川訪問看護ほーぷ
			医療法人社団 shindo 訪問看護ステーション翼	はんどリハビリ訪問看護ステーション
			訪問看護ステーション 東光ぬもりポート	訪問看護ステーションむらかみさん
			大西病院訪問看護ステーション	株式会社健康会 あけぼの訪問看護ステーション
			医療法人仁友会訪問看護ステーション北彩都	株式会社健康会 訪問看護ステーション忠和
			森山メモリアル訪問看護ステーション	訪問看護ステーション養刻館
			訪問看護ステーション こばやしさんち	訪問看護ステーショングー
			SOMPOケア 旭川中央 訪問看護	訪問看護ステーション オハナ
			訪問看護ステーション介援隊	医療法人順真会メイプル病院訪問看護ステーション ACT あさひかわ
			訪問看護ステーション咲桜	訪問看護ステーション むつみ
			訪問看護ステーションデューン旭川	訪問看護ステーション けあぶらす
			訪問看護ステーション桜花	訪問看護ステーションさくらんぼ
			指定訪問看護ステーションガーデナーズ南永山	市立旭川病院
			訪問看護アイケア旭川	はらだ病院訪問看護ステーション
		訪問看護 ラパン		
		上川	訪問看護ステーションオリーブ	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団当麻地域訪問看護ステーション
			指定訪問看護事業所ひばり	訪問看護ステーション ゆう
			花時計訪問看護ステーション	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団美瑛訪問看護ステーション

**別表 28 在宅医療において積極的役割を担う医療機関一覧**

[医療機関名公表基準]

「北海道在宅医療推進支援医療機関設置要綱」（令和5年12月7日付地医第1471号北海道保健福祉部長通知）により北海道知事が指定した医療機関

令和6年4月以降、北海道のホームページで公表します。



**別表 29 在宅医療において必要な連携を担う拠点一覧**

[医療機関名公表基準]

※ 要綱制定後決定

令和6年4月以降、北海道のホームページで公表します。

**別表 30 北海道アレルギー疾患医療連携拠点病院・地域協力病院一覧**

[医療機関名公表基準]

<p>【北海道アレルギー疾患医療拠点病院】</p> <p>「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付け健発0728第1号厚生労働省健康局長通知）を基本とするほか、次の各号に定める要件全てを満たす医療機関の中から、北海道知事が選定した医療機関。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、全ての標榜科において、アレルギー疾患対応を行う医師が常勤していること。</li> <li>2 アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科のうち1つ以上の標榜科において、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医資格を有する医師が常勤しており、専門医の育成に関するノウハウが蓄積されているものと見込まれること。</li> <li>3 アレルギー疾患対応に関する道内の医療機関との連携を相当数行っており、今後の更なる医療機関同士の連携の強化、検査・治療等に関する情報の共有を図るための基盤が構築されているものと見込まれること。</li> </ol>
<p>【北海道アレルギー疾患地域協力病院】</p> <p>北海道アレルギー疾患医療拠点病院に準じて、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医育成のノウハウの蓄積や医療機関同士の連携基盤の構築が相応に見込まれる道内の大学病院及び次の各号に定める要件を1つ以上満たす主要な総合病院の中から、北海道知事が選定した医療機関。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第4条に基づく地域医療支援病院のうち、アレルギー疾患対応について相当数の医療機関と連携を行っている病院。</li> <li>2 標榜科を問わず、専門医資格を有する医師が1名以上常勤している医療機関</li> </ol>

(令和6年2月現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	区分
道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院	◆
			旭川赤十字病院	◆
			市立旭川病院	◆

※◎は、北海道アレルギー疾患医療拠点病院

※◆は、北海道アレルギー疾患医療地域協力病院

**別表 31 紹介受診重点医療機関一覧**

(令和5年12月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名
道北	上川中部	旭川市	旭川赤十字病院
			J A北海道厚生連旭川厚生病院
			市立旭川病院
			独立行政法人国立病院機構旭川医療センター
			旭川医科大学病院

## 第9章 資料編

### 【参考指標】

第1表	人口・世帯・面積	…	137
第2表	年齢三区分別人口の推移	…	138
第3表	人口の推移	…	140
第4表	死亡数（性・年齢階級別）	…	141
第5表	死亡数（主な死因別）及び死亡率（人口10万対）	…	142
第6表	医療施設数・病床数（人口10万対）	…	143
第7表	保健医療施設数	…	144
第8表	保健医療従事者数（人口10万対）	…	145

※ 第1表から第8表については、北海道上川総合振興局管内の各圏域である上川北部（名寄保健所）及び富良野（富良野保健所）と同じ項目を掲載する。

第1表 人口・世帯・面積

市町村名	人 口 (総人口)					面 積 (km <sup>2</sup> )	人口 密度 (人/km <sup>2</sup> )	世 帯 数 (総世帯数)		
	令和2年 (人)			平成27年 (人)	平成27年 令和2年 比 較 (人)			令和2年 (世帯)	平成27年 (世帯)	平成27年 令和2年 比 較 (世帯)
	総 数	男	女							
旭 川 市	329,306	152,108	177,198	339,605	▲ 10,299	747.66	440.4	156,195	155,747	448
鷹 栖 町	6,567	3,105	3,462	7,018	▲ 451	139.42	47.1	2,658	2,717	▲ 59
東神楽町	10,127	4,702	5,425	10,233	▲ 106	68.50	147.8	3,840	3,657	183
当 麻 町	6,319	2,912	3,407	6,689	▲ 370	204.90	30.8	2,773	2,698	75
比 布 町	3,520	1,662	1,858	3,777	▲ 257	86.90	40.5	1,570	1,586	▲ 16
愛 別 町	2,605	1,215	1,390	2,976	▲ 371	250.13	10.4	1,189	1,305	▲ 116
上 川 町	3,500	1,708	1,792	4,044	▲ 544	1,049.47	3.3	1,913	2,102	▲ 189
東 川 町	8,314	3,877	4,437	8,111	203	247.30	33.6	3,405	3,148	257
美 瑛 町	9,668	4,495	5,173	10,292	▲ 624	676.78	14.3	4,213	4,288	▲ 75
幌加内町	1,370	681	689	1,525	▲ 155	767.04	1.8	667	690	▲ 23
上川中部	381,296	176,465	204,831	394,270	▲ 12,974	4,238.10	90.0	178,423	177,938	485
全 道	5,224,614	2,465,088	2,759,526	5,381,733	▲ 157,119	83,422.23	62.6	2,476,846	2,444,810	32,036

出典等：1 総人口及び世帯数は、国勢調査（令和2年国勢調査結果統計表）による。

2 面積は、国土交通省国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」による。

3 面積に歯舞群島(94.84km<sup>2</sup>)、色丹島(250.57km<sup>2</sup>)、国後島(1,489.9km<sup>2</sup>)、択捉島(3,167.75km<sup>2</sup>)を含むが、人口密度は当該面積を除いて算出している。

第2表 年齢三区分別人口の推移

旭川市	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	78,570	55,253	44,177	40,260	37,173	34,691	31,152	26,747	23,870	22,574	21,462	19,910
15～64歳	252,316	251,929	228,860	213,269	191,423	178,060	170,238	160,972	149,872	134,010	120,367	109,622
65歳以上	32,683	53,211	78,781	91,937	106,444	112,411	112,016	111,142	110,021	111,407	110,113	106,583
年齢不詳	62	175	3,186	1,629	4,565	4,144	-	-	-	-	-	-
総人口	363,631	360,568	355,004	347,095	339,605	329,306	313,406	298,861	283,763	267,991	251,942	236,115
65歳以上 人口割合	9.0%	14.8%	22.2%	26.5%	31.3%	34.1%	35.7%	37.2%	38.8%	41.6%	43.7%	45.1%

鷹栖町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	1,515	978	1,037	1,159	1,040	804	650	570	482	446	407	360
15～64歳	4,771	4,484	4,402	4,214	3,852	3,491	3,206	2,885	2,624	2,248	1,920	1,754
65歳以上	1,031	1,409	1,822	1,972	2,126	2,272	2,250	2,194	2,126	2,132	2,110	1,918
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総人口	7,317	6,871	7,261	7,345	7,018	6,567	6,106	5,649	5,232	4,826	4,437	4,032
65歳以上 人口割合	14.1%	20.5%	25.1%	26.8%	30.3%	34.6%	36.8%	38.8%	40.6%	44.2%	47.6%	47.6%

東神楽町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	1,184	1,509	1,717	1,583	1,609	1,545	1,416	1,259	1,133	1,066	1,018	959
15～64歳	3,701	5,010	5,678	5,618	6,007	5,638	5,463	5,202	4,830	4,352	3,974	3,628
65歳以上	784	1,155	1,799	2,091	2,617	2,929	3,117	3,289	3,490	3,706	3,743	3,702
年齢不詳	-	2	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-
総人口	5,669	7,676	9,194	9,292	10,233	10,127	9,996	9,750	9,453	9,124	8,735	8,289
65歳以上 人口割合	13.8%	15.0%	19.6%	22.5%	25.6%	28.9%	31.2%	33.7%	36.9%	40.6%	42.9%	44.7%

当麻町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	1,607	1,030	893	809	721	649	580	499	431	386	349	314
15～64歳	6,040	4,999	4,215	3,773	3,309	3,011	2,724	2,447	2,193	1,896	1,640	1,422
65歳以上	1,397	1,864	2,365	2,505	2,659	2,659	2,501	2,357	2,198	2,088	1,942	1,789
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総人口	9,044	7,893	7,473	7,087	6,689	6,319	5,805	5,303	4,822	4,370	3,931	3,525
65歳以上 人口割合	15.4%	23.6%	31.6%	35.3%	39.8%	42.1%	43.1%	44.4%	45.6%	47.8%	49.4%	50.8%

比布町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	987	600	455	402	358	353	320	277	237	207	190	171
15～64歳	3,689	2,962	2,474	2,162	1,896	1,706	1,532	1,395	1,260	1,083	956	821
65歳以上	781	1,121	1,411	1,478	1,523	1,461	1,396	1,294	1,193	1,138	1,052	984
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総人口	5,457	4,683	4,340	4,042	3,777	3,520	3,248	2,966	2,690	2,428	2,198	1,976
65歳以上 人口割合	14.3%	23.9%	32.5%	36.6%	40.3%	41.5%	43.0%	43.6%	44.3%	46.9%	47.9%	49.8%

愛別町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	982	559	404	342	275	221	165	121	101	88	72	57
15～64歳	3,569	2,712	2,081	1,731	1,443	1,178	1,000	879	735	594	478	403
65歳以上	812	1,051	1,254	1,255	1,258	1,206	1,088	947	831	737	647	550
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総人口	5,363	4,322	3,739	3,328	2,976	2,605	2,253	1,947	1,667	1,419	1,197	1,010
65歳以上 人口割合	15.1%	24.3%	33.5%	37.7%	42.3%	46.3%	48.3%	48.6%	49.9%	51.9%	54.1%	54.5%

上川町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	1,321	696	496	444	357	263	217	177	142	119	100	80
15～64歳	5,772	4,346	3,045	2,496	2,082	1,687	1,457	1,261	1,085	912	753	632
65歳以上	925	1,243	1,633	1,592	1,605	1,550	1,356	1,162	990	849	736	626
年齢不詳	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総人口	8,018	6,285	5,176	4,532	4,044	3,500	3,030	2,600	2,217	1,880	1,589	1,338
65歳以上 人口割合	11.5%	19.8%	31.5%	35.1%	39.7%	44.3%	44.8%	44.7%	44.7%	45.2%	46.3%	46.8%

東川町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	1,413	967	1,032	1,070	1,057	1,085	1,045	970	896	863	839	802
15～64歳	5,185	4,718	4,709	4,592	4,450	4,469	4,465	4,398	4,234	3,904	3,627	3,445
65歳以上	1,162	1,526	1,960	2,197	2,603	2,759	2,703	2,691	2,719	2,840	2,873	2,841
年齢不詳	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
総人口	7,760	7,211	7,701	7,859	8,111	8,314	8,213	8,059	7,849	7,607	7,339	7,088
65歳以上 人口割合	15.0%	21.2%	25.5%	28.0%	32.1%	33.2%	32.9%	33.4%	34.6%	37.3%	39.1%	40.1%

美瑛町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	2,677	1,633	1,381	1,265	1,116	927	774	615	564	528	491	434
15～64歳	9,418	7,822	6,694	6,025	5,437	4,992	4,616	4,215	3,743	3,236	2,861	2,551
65歳以上	1,880	2,651	3,553	3,666	3,735	3,749	3,503	3,330	3,169	3,087	2,906	2,696
年齢不詳	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
総人口	13,975	12,106	11,628	10,956	10,292	9,668	8,893	8,160	7,476	6,851	6,258	5,681
65歳以上 人口割合	13.5%	21.9%	30.6%	33.5%	36.3%	38.8%	39.4%	40.8%	42.4%	45.1%	46.4%	47.5%

幌加内町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	535	300	195	193	154	120	87	74	62	57	51	43
15～64歳	2,126	1,516	1,118	897	774	691	619	540	465	380	318	260
65歳以上	521	598	638	620	597	559	472	408	365	348	316	293
年齢不詳	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総人口	3,182	2,414	1,952	1,710	1,525	1,370	1,178	1,022	892	785	685	596
65歳以上 人口割合	16.4%	24.8%	32.7%	36.3%	39.1%	40.8%	40.1%	39.9%	40.9%	44.3%	46.1%	49.2%

上川中部	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	90,791	63,525	51,787	47,527	43,860	40,658	36,406	31,309	27,918	26,334	24,979	23,130
15～64歳	296,587	290,498	263,276	244,777	220,673	204,923	195,320	184,194	171,041	152,615	136,894	124,538
65歳以上	41,976	65,829	95,216	109,313	125,167	131,555	130,402	128,814	127,102	128,332	126,438	121,982
年齢不詳	62	177	3,189	1,629	4,570	4,160	-	-	-	-	-	-
総人口	429,416	420,029	413,468	403,246	394,270	381,296	362,128	344,317	326,061	307,281	288,311	269,650
65歳以上 人口割合	9.8%	15.7%	23.0%	27.1%	31.7%	34.5%	36.0%	37.4%	39.0%	41.8%	43.9%	45.2%

出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

## 第3表 人口の推移

## 総人口の推移

	昭和60年 (1985年)	平成7年 (1995年)	平成17年 (2005年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
旭川市	363,631	360,568	355,004	339,605	329,306	313,406	298,861	283,763	267,991	251,942	236,115
鷹栖町	7,317	6,871	7,261	7,018	6,567	6,106	5,649	5,232	4,826	4,437	4,032
東神楽町	5,669	7,676	9,194	10,233	10,127	9,996	9,750	9,453	9,124	8,735	8,289
当麻町	9,044	7,893	7,473	6,689	6,319	5,805	5,303	4,822	4,370	3,931	3,525
比布町	5,457	4,683	4,340	3,777	3,520	3,248	2,966	2,690	2,428	2,198	1,976
愛別町	5,363	4,322	3,739	2,976	2,605	2,253	1,947	1,667	1,419	1,197	1,010
上川町	8,018	6,285	5,176	4,044	3,500	3,030	2,600	2,217	1,880	1,589	1,338
東川町	7,760	7,211	7,701	8,111	8,314	8,213	8,059	7,849	7,607	7,339	7,088
美瑛町	13,975	12,106	11,628	10,292	9,668	8,893	8,160	7,476	6,851	6,258	5,681
幌加内町	3,182	2,414	1,952	1,525	1,370	1,178	1,022	892	785	685	596
上川中部	429,416	420,029	413,468	394,270	381,296	362,128	344,317	326,061	307,281	288,311	269,650

## 75歳以上人口の推移

	昭和60年 (1985年)	平成7年 (1995年)	平成17年 (2005年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
旭川市	11,111	19,725	35,157	51,691	58,686	66,699	70,771	69,432	67,133	65,435	67,520
鷹栖町	381	616	850	1,064	1,182	1,314	1,362	1,328	1,273	1,225	1,247
東神楽町	274	513	814	1,375	1,557	1,794	1,989	2,099	2,192	2,279	2,406
当麻町	539	753	1,163	1,495	1,532	1,598	1,542	1,436	1,350	1,242	1,184
比布町	276	423	672	868	848	864	836	788	718	659	645
愛別町	271	448	617	701	703	701	656	582	485	420	377
上川町	333	438	665	909	880	869	816	690	570	477	413
東川町	433	674	976	1,337	1,490	1,731	1,821	1,743	1,694	1,681	1,800
美瑛町	694	1,030	1,710	2,111	2,133	2,176	2,127	1,951	1,862	1,786	1,772
幌加内町	197	263	316	331	344	314	268	228	200	180	180
上川中部	14,509	24,883	42,940	61,882	69,355	78,060	82,188	80,277	77,477	75,384	77,544

出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

第4表 死亡数（性・年齢階級別）

		総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
旭川市	総数	4,721	3	2	1	5	8	4	7	8	16	45	56
	男	2,353	1	1	-	1	4	3	6	5	9	31	29
	女	2,368	2	1	1	4	4	1	1	3	7	14	27
鷹栖町	総数	100	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	男	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	49	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
東神楽町	総数	112	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1
	男	58	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1
	女	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当麻町	総数	125	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	男	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	女	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
比布町	総数	75	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1
	男	37	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1
	女	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛別町	総数	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	男	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
上川町	総数	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東川町	総数	119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	男	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
美瑛町	総数	150	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
	男	66	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
	女	84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
幌加内町	総数	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川中部	総数	5,549	4	2	1	5	11	5	7	9	17	48	61
	男	2,750	2	1	-	1	7	4	6	6	9	32	32
	女	2,799	2	1	1	4	4	1	1	3	8	16	29
全道	総数	69,023	82	11	11	48	105	110	132	212	332	620	975
	男	34,652	44	3	5	35	66	68	87	145	209	379	592
	女	34,371	38	8	6	13	39	42	45	67	123	241	383

		55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不詳
旭川市	総数	74	127	271	457	515	759	975	835	443	110	-
	男	42	93	166	293	320	425	499	297	109	19	-
	女	32	34	105	164	195	334	476	538	334	91	-
鷹栖町	総数	2	2	6	8	8	9	28	20	13	2	-
	男	1	1	2	8	6	4	13	12	4	-	-
	女	1	1	4	-	2	5	15	8	9	2	-
東神楽町	総数	3	4	5	7	13	18	25	19	11	3	-
	男	1	4	4	6	8	6	17	6	2	-	-
	女	2	-	1	1	5	12	8	13	9	3	-
当麻町	総数	-	4	3	9	14	20	26	27	17	3	-
	男	-	4	3	3	8	12	9	12	3	1	-
	女	-	-	-	6	6	8	17	15	14	2	-
比布町	総数	2	2	5	3	2	15	13	16	11	3	-
	男	1	1	3	2	2	6	5	9	5	-	-
	女	1	1	2	1	-	9	8	7	6	3	-
愛別町	総数	-	2	3	5	6	10	10	13	6	4	-
	男	-	2	3	4	5	6	3	6	1	1	-
	女	-	-	-	1	1	4	7	7	5	3	-
上川町	総数	-	3	2	4	7	8	15	12	8	1	-
	男	-	2	1	2	5	5	4	4	1	-	-
	女	-	1	1	2	2	3	11	8	7	1	-
東川町	総数	3	3	3	10	12	14	30	21	18	4	-
	男	1	1	1	7	8	10	16	6	8	1	-
	女	2	2	2	3	4	4	14	15	10	3	-
美瑛町	総数	2	3	7	10	11	20	29	39	21	6	-
	男	1	2	2	5	7	10	13	14	10	-	-
	女	1	1	5	5	4	10	16	25	11	6	-
幌加内町	総数	-	-	2	1	2	2	7	7	4	2	-
	男	-	-	2	1	2	-	5	2	1	2	-
	女	-	-	-	-	-	2	2	5	3	-	-
上川中部	総数	86	150	307	514	590	875	1,158	1,009	552	138	-
	男	47	110	187	331	371	484	584	368	144	24	-
	女	39	40	120	183	219	391	574	641	408	114	-
全道	総数	1,321	1,997	3,888	6,708	7,511	10,653	13,770	12,432	6,424	1,681	-
	男	832	1,315	2,511	4,336	4,621	6,037	6,870	4,700	1,541	256	-
	女	489	682	1,377	2,372	2,890	4,616	6,900	7,732	4,883	1,425	-

出典：令和3年度（2021年度）地域保健情報年報





第6表 医療施設数・病床数（人口10万対）

令和3年10月1日現在

	病 院														
	施設数		病 床 数												
			計		一般病床		療養病床		精神病床		結核病床		感染症病床		
実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対
旭 川 市	36	10.9	6,934	2,092.4	4,361	1,315.9	1,611	486.1	936	282.4	20	6.0	6	1.8	
鷹 栖 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東神楽町	1	9.8	120	1,181.8	-	-	-	-	120	1,181.8	-	-	-	-	
当 麻 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
比 布 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
愛 別 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
美 瑛 町	1	10.2	98	1,002.6	56	572.9	42	429.7	-	-	-	-	-	-	
幌加内町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上川中部	38	9.9	7,152	1,862.6	4,417	1,150.3	1,653	430.5	1,056	275.0	20	5.2	6	1.6	
全 道	539	10.3	91,114	1,742.6	52,086	996.1	19,279	368.7	19,509	373.1	146	2.8	94	1.8	

	診 療 所							
	一 般						歯 科	
	施設数		一般病床数		療養病床数			
実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	
旭 川 市	227	68.5	403	121.6	45	13.6	170	51.3
鷹 栖 町	2	29.5	3	44.3	-	-	2	29.5
東神楽町	3	29.5	-	-	-	-	4	39.4
当 麻 町	4	62.8	-	-	-	-	2	31.4
比 布 町	4	110.6	19	525.4	-	-	1	27.7
愛 別 町	2	74.6	-	-	-	-	1	37.3
上 川 町	3	88.3	19	559.2	-	-	2	58.9
東 川 町	3	35.6	19	225.2	-	-	2	23.7
美 瑛 町	3	30.7	-	-	-	-	4	40.9
幌加内町	5	360.8	-	-	-	-	1	72.2
上川中部	256	66.7	463	120.6	45	11.7	189	49.2
全 道	3,400	65.0	5,210	99.6	319	6.1	2,818	53.9

出典：地域保健情報年報

第7表 保健医療施設数

令和3年10月1日現在

	病 院								診療所（歯科診療所を除く）								救急告示 医療施設
	計	国	公 的 医療機関		医療法人	その他の法人	個人	その他	計	国	公 的 医療機関		医療法人	その他の法人	個人	その他	
			道市町村	その他							道市町村	その他					
旭川市	36	2	2	2	29	1	0	0	227	3	2	2	149	24	44	3	19
鷹栖町	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-
東神楽町	1	-	-	-	1	-	-	-	3	-	2	-	-	-	1	-	-
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-	1	1	-	-	-
比布町	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-	1	1	-	-	-
愛別町	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	1	-	-	-
上川町	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	-	-	1	-	-	1
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	-	-	1	-	-	-
美瑛町	1	-	1	-	-	-	-	-	3	-	1	-	1	1	-	-	1
幌加内町	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	4	-	-	1	-	-	-
上川中部	38	-	3	1	2	-	-	-	256	3	18	-	153	32	45	-	21
全 道	539	10	84	27	376	31	6	5	3,366	51	244	20	1,766	469	785	31	252

	歯科診療所	歯科技工所	助産所	施術所	市町村保健センター及び 同様の機能を持つセンター	衛生検査所
旭川市	170	157	2	346	0	2
鷹栖町	2	2	-	5	-	-
東神楽町	4	2	-	2	-	-
当麻町	2	2	-	3	1	-
比布町	1	1	-	2	-	-
愛別町	1	-	-	2	1	-
上川町	2	-	-	5	1	-
東川町	2	1	-	5	1	-
美瑛町	4	4	2	4	1	-
幌加内町	1	-	-	-	1	-
上川中部	189	169	4	374	6	2
全 道	2,814	1,193	78	4,749	99	56

出典等：1 地域保健情報年報

2 全道の数のうち、歯科技工所・施術所・市町村保健センター（類似施設欄含む）各欄は、札幌市を除く。

第8表 保健医療従事者数（人口10万対）

令和3年末現在

	医師		歯科医師		薬剤師		保健師		助産師	
	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対
旭川市	1,364	411.6	246	74.2	876	264.3	187	56.4	156	47.1
鷹栖町	1	14.8	2	29.5	3	44.3	9	132.9	1	14.8
東神楽町	10	98.5	6	59.1	4	39.4	11	108.3	1	9.8
当麻町	3	47.1	3	47.1	6	94.2	6	94.2	0	0.0
比布町	1	27.7	2	55.3	3	83.0	5	138.3	0	0.0
愛別町	1	37.3	1	37.3	1	37.3	5	186.5	0	0.0
上川町	3	88.3	3	88.3	6	176.6	5	147.1	0	0.0
東川町	3	35.6	3	35.6	7	83.0	9	106.7	0	0.0
美瑛町	8	81.8	5	51.2	14	143.2	19	194.4	0	0.0
幌加内町	2	144.3	1	72.2	1	72.2	5	360.8	0	0.0
上川中部	<b>1,396</b>	<b>360.6</b>	<b>272</b>	<b>70.3</b>	<b>921</b>	<b>237.9</b>	<b>261</b>	<b>67.4</b>	<b>158</b>	<b>40.8</b>
全道	13,731	260.7	4,418	83.9	11,802	224.0	3,071	58.3	1,620	30.8

	看護師		准看護師		歯科衛生士		歯科技工士	
	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対
旭川市	5,365	1,618.9	1,407	424.6	523	157.8	197	59.4
鷹栖町	14	206.8	3	44.3	3	44.3	3	44.3
東神楽町	62	610.6	37	364.4	8	78.8	3	29.5
当麻町	25	392.3	14	219.7	3	47.1	0	0.0
比布町	6	165.9	12	331.9	1	27.7	3	83.0
愛別町	3	111.9	8	298.4	1	37	0	0.0
上川町	22	647.4	5	147.1	3	88.3	0	0.0
東川町	34	403.0	16	189.6	12	142.2	1	11.9
美瑛町	69	705.9	18	184.1	8	82	2	20.5
幌加内町	8	577.2	5	360.8	1	72	0	0.0
上川中部	<b>5,608</b>	<b>1,448.4</b>	<b>1,525</b>	<b>393.9</b>	<b>563</b>	<b>145.4</b>	<b>209</b>	<b>54.0</b>
全道	66,859	1,269.2	14,913	283.1	6,435	122.2	1,933	36.7

出典：地域保健情報年報

# 第10章 参考

## 1 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議について

- 地域推進方針の進行については、推進事業ごとに次に示す各会議委員と協議しながら進めます。また、各推進方針に記載される医療機関等のデータに変更が生じた場合については、各会議に示しながら変更していきます。

- ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱
- ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療専門部会運営要領
- ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 難病対策専門部会運営要領
- ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領

## 2 地域推進方針の周知について

- 地域推進方針については、北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）のホームページで公表するとともに、市町、関係機関・団体に対し周知します。

## 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 上川中部地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 上川中部地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 連携推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから北海道上川総合振興局長が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
  - (2) 保健医療福祉サービスの提供者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) その他必要と認められる者
- 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 連携推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、議事及びその他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が委員から指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、次条により設置された専門部会委員を含めた連携推進会議を開催できる。
- 3 会長が必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門部会構成委員をもって組織する。

(事務局)

第7条 事務局は、北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、委員と協議のうえ定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年6月5日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、設置時における委員の任期は平成22年3月31日までとする。

附則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成28年6月28日から施行する。  
 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

## 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療専門部会運営要領

## 第1 目的

この要領は上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議要綱第5条の規定に基づき設置する在宅医療専門部会（以下、「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この部会は「在宅医療提供体制強化事業実施要綱第2の1（1）」に基づく「多職種連携協議会」とみなすものとする。

## 第2 所掌事項

部会は、次の事項について協議するものとする。

- （1）在宅医療（終末医療を含む）の提供体制に関すること。
- （2）医療と介護の連携に関すること。
- （3）在宅医療における多職種連携に関すること。
- （4）その他、部会の目的達成のため必要と認められること。

## 第3 組織

部会は、別紙の構成員をもって組織する。

- 2 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会には会長を置き、構成員が互選したものををもって充てる。  
なお、必要に応じて、副会長を置くことができる。

## 第4 運営

会議は、必要の都度、会長が招集する。

なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。

## 第5 庶務

部会の庶務は上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）企画総務課において処理する。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。

## 附則

この要領は、平成28年10月12日から施行する。

平成29年11月6日一部改正

## 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議難病対策専門部会運営要領

## 第1 目的

この要領は上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議要綱第5条の規定に基づき設置する難病専門部会（以下、「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この部会は「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、二次保健医療福祉圏域毎に設置する「難病対策地域協議会」とみなすものとする。

## 第2 所掌事項

部会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 難病対策に係る地域の課題に関すること。
- (2) 地域支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 難病対策に係る生活・雇用に関すること。
- (4) その他、部会の目的達成のため必要と認められること。

## 第3 組織

部会は別紙の構成員をもって組織する。

- 2 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会には会長を置き、構成員が互選したものををもって充てる。  
なお、必要に応じて、副会長を置くことができる。
- 4 部会には、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループは部会構成員のほか、必要に応じて、委員以外から出席させることができる。

## 第4 運営

会議は、必要の都度、会長が招集する。

なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。

## 第5 庶務

部会の庶務は上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）健康推進課において処理する。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。

## 附則

この要領は、平成28年10月12日から施行する。

平成29年11月6日一部改正

令和6年8月16日一部改正

## 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領

## 第1 目的

この要領は、上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する救急医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 所掌事項

部会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 地域の救急医療体制の確保に関すること。
- (2) 救急医療に係る関係機関の連携調整に関すること。
- (3) その他、救急医療の推進に関すること。

## 第3 組織

部会は、救急医療に関し識見する次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 関係行政機関（各市町）の職員（救急担当課長又は主幹等）
  - (2) 関係団体（郡市医師会）の救急担当理事
  - (3) 救急医療機関等（救急医療に精通した救命救急センター等）の医療関係者（医師）
  - (4) 救急搬送機関（消防機関）の職員（救急担当課長又は主幹等）
  - (5) その他必要と認められる者
- 2 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員がかけた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 部会に会長を置き、構成員が互選した者を充てる。

## 第4 会議

部会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。

また、会長が退任した後の会議の招集は、事務局が選定した構成員を会長（仮）と定め、直近の会議において全ての構成員から会長を選任する。

## 第5 庶務

部会の庶務は、上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課において処理する。

## 第6 その他

この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。

## 附則

この要領は、平成20年7月16日から施行する。

- |       |     |     |      |
|-------|-----|-----|------|
| 平成22年 | 4月  | 1日  | 一部改正 |
| 平成24年 | 4月  | 1日  | 一部改正 |
| 平成28年 | 9月  | 14日 | 一部改正 |
| 平成29年 | 11月 | 6日  | 一部改正 |
| 令和2年  | 11月 | 4日  | 一部改正 |